|  |
| --- |
| 2020年度第2回京私教協教員免許事務勉強会教育課程の変更届作成実務～『教職課程認定申請の手引き』の記述をもとに～（2020.12.5）現時点でダウンロード可能な新課程対応の様式が令和3年度開設用手引き掲載のものであるため同手引きの内容に基づき本資料では説明しています。龍谷大学社会学部教務課　小野　勝士 |

CONTENTS

CONTENTS・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

法令等の略記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第１章　変更届の概要

１．変更届とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２．届出の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

３．教員審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

４．旧課程の変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

５．事後調査の内容に係る部分の変更

（１）事後調査とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

（２）事後調査と変更届の関係での注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第２章　変更事由ごとの対応

１．認定課程における授業科目の変更事項

（１）変更後の単位数の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

（２）授業科目の新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

（３）授業科目の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

（４）授業科目の名称の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

（５）授業科目の単位数の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

（６）教職課程の授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）の変更・・・・・・・・22

２．認定課程における教員の変更事項

（１）届出の要否 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

（２）専任教員配置・専任教員を変更する場合の基本的な考え方・・・・・・・・・・・23

第３章　教員組織

１．「専任」「兼担」「兼任」の違いについて

（１）専任教員の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

（２）教授職位者の配置及び専任教員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

（３）専任教員の籍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

（４）一種免と専修免の課程を担当する専任教員の扱い・・・・・・・・・・・・・・・32

（５）兼担教員・兼任教員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

２．必要最低専任教員数

（１）全般的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

（２）幼稚園一種・二種免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

（３）小学校一種・二種免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

（４）中学校一種・二種免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

（５）高等学校一種免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

（６）特別支援学校一種免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

（７）養護教諭一種・二種免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

（８）栄養教諭一種・二種免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

（９）幼稚園専修免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

（10）小学校専修免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

（11）中学校専修免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

（12）高等学校専修免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

（13）特別支援学校専修免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

（14）養護教諭専修免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

（15）栄養教諭専修免許状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

第４章　届出に必要な書類の作成

１．提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

２．かがみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

３．変更内容一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

４．理由書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

５．新旧対照表

（１）「大学名」「設置者名」「大学の位置」欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

（２）「担当部局」「電話番号」「FAX番号」「e-mail」「担当者」欄・・・・・・・・・・・62

（３）「学部」「学科等」欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

（４）「入学定員」欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

（５）「認定を受けている免許状の種類（免許教科）」欄・・・・・・・・・・・・・・・65

（６）「新学則等の適用年度」欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

（７）「備考」欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66

（８）「授業科目」「単位数」「共通開設」「選択」「履修方法」欄・・・・・・・・・・・70

（９）「専任教員」欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

（10）「変更内容等」欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71

（11）「●単位数」「●専任教員数（合計）」欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74

（12）様式のサイズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

（13）中・高の教科及び教科の指導法に関する科目・・・・・・・・・・・・・・・・・76

６．学則・履修ガイドとの整合性について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78

■法令等の略記

○手引き：『教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（令和３年度開設用）』 ※過年度の『教職課程認定申請の手引き』を引用する場合は「手引き（平成○○年 度改訂版）」と記載します。単に「手引き△△頁」という記載の場合は、令和３年度開設用の手引きを引用していることを示します。

○免許法：教育職員免許法

○免許法施行規則：教育職員免許法施行規則

○認定基準：教職課程認定基準

○実地視察：教職課程認定大学実地視察

○再課程認定質問回答集：「教職課程再課程認定等説明会再課程認定質問回答集（平成30年１月９日版）」

○免許状：教育職員免許状

○教職専門科目：「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」（養護教諭・栄養教諭の場合：道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）並びに「教育実践に関する科目」

○実地視察：教職課程認定大学実地視察

■法令等の条文の表記については、本文が横書きであることを踏まえ、原則として条・項は算用数字を使用し、条文の号は漢数字で表記しています。それに伴い、解釈事例や認定基準をはじめとする引用部分につきましても同じ取り扱いにしています。

■ウエブサイトの参照につきましては、2020年11月20日時点で閲覧し、確認しています。

■改元に関わる和暦の記載については、2019年４月末までを「平成」、2019年５月以降を「令和」の元号で表記し、2019年度は「令和元年度」と表記しています（「手引き」の目次欄にこのことが記載されており、それに合わせています。）。

■実地視察での指摘事項を紹介する部分として「実地視察報告書より」という項目を設けています。新課程開始後の実地視察は令和元年度のみであるため、旧課程時の実地視察での指摘内容が中心となっています。そのため「教科に関する科目」や「教職に関する科目」という表現がでてきますが、それぞれ新課程では「教科に関する専門的事項に関する科目」や「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」（養護教諭・栄養教諭の場合：道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）並びに「教育実践に関する科目」に読み替えて読んで下さい。

第１章　変更届の概要

１．変更届とは

通常、教育課程の変更届のことを指して「変更届」とよんでいますが、変更届には「教育課程の変更届」以外にも「学科等の名称変更届」、「学科等の入学定員変更届」、「学科等の課程認定取下届」というものもありますので、一くくりに変更届といっても４種類あります。

手引き87頁

|  |
| --- |
| １．変更届等の提出要領・記載例大学は、施行規則第21条第２項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。（大学が文部科学省に対して、変更届の提出又は報告を要する場合については、３ページ（２）変更届の提出の要否に記載のとおり。）それぞれの場合における届出については、以下に記載の要領に沿って提出を行うこと。（１）教育課程の変更届（２）学科等の名称変更届（３）学科等の入学定員変更届（４）学科等の課程認定取下届なお、変更届の提出に当たっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」、「書類に不備がないか」、「体裁が整っているか」等について必ず確認すること。 |

入学定員変更・学科名称変更・課程認定取り下げというのはそう頻繁に発生しないケースですので、たいていこの「変更届」という言葉を使う場合は、教育課程の変更届を指します。

以下の説明の中で変更届という言葉がよくでてきますが、本書では教育課程の変更届の解説を行いますので、変更届という表現はすべて教育課程の変更届を指すと理解してください。

課程認定を受けた年度以降に、カリキュラム改革や専任教員の定年退職等により認定を受けた学科等の教育課程に変更が生じることがあります。

本書でよく使う表現として「学科等」という言葉があります。これは入学定員が付された最小単位の教育組織のことを指した表現です。学科より下部の組織として「専攻」や「課程」という組織を設け、そこに入学定員を設定した場合はそれが最小の教育組織となります。この場合には専攻や課程のことを「学科等」という表現で表しています。認定基準２（１）と同義です。

▼認定基準２

|  |
| --- |
| ２ 教育上の基本組織 （１）教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、 専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。 |

　変更届の提出にあたっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」、「書類に不備がないか」、「体裁が整っているか」等について必ず確認することとされています。しかし、確認不足等により、不備のある書類が提出されていることが実地視察において指摘されている大学があります。

■実地視察報告書より

○　調査票や変更届等における書類作成の不備などが著しく、法令で義務付けられている内容が適切に実施されているかどうかの確認が困難を極めるなど、国民から教員養成を委ねられた大学としての姿勢が根本から問われざるを得ない。申請書、変更届、学力に関する証明書の作成、シラバスの確認等について、総括的に把握し教員養成を支える事務組織を確立し、高度専門職としての教員養成にふさわしい充実した組織・体制となるように全力で取り組んでいただきたい。

○　教育職員免許法施行規則第21条第２項に定めるとおり、教職課程の認定を受けた大学の設置者は、その教育課程を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣へ届け出る必要がある。しかしながら、長期間に渡って変更届の提出がされていない課程が複数あること、提出済の変更届において記入誤りが多くあることが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、教職課程を点検する全学的な組織及び体制の構築に努めていただきたい。

教育課程や教員組織に変更が生じたとしても変更事由により文部科学省への届出が不要な場合もあります。教育課程に変更が生じた場合はまず手引き３ページの表で確認して、届出の要否を確認することから始めます。

手引き３頁

|  |
| --- |
| （２）変更届の提出の要否大学は、施行規則第21条第２項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。変更届の手続及び提出すべき書類等については、本手引きの変更届等の提出要領に掲載している。また、変更届の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードできる。（URL：<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/index.htm>）教職課程における変更の届出が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。 |
|  |  | 事　例 | 申請の要否 |  |
| ① | 授業科目（施行規則第66条の６に定める科目を含む。以下同じ。）を新設する場合 | 要 |
| ② | 授業科目を廃止する場合 | 要 |
| ③ | 授業科目の名称を変更する場合 | 要 |
| ④ | 授業科目の単位数を変更する場合 | 要 |
| ⑤ | 授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）を変更する場合 | 要 |
| ⑥ | 専任教員を追加する場合 | 要 |
| ⑦ | 兼担教員・兼任教員を専任教員にする場合 | 要 |
| ⑧ | 専任教員の担当授業科目を追加する場合 | 要 |
| ⑨ | 専任教員を削除する場合 | 要 |
| ⑩ | 専任教員を兼担教員・兼任教員にする場合 | 要 |
| ⑪ | 専任教員の担当授業科目を削除する場合 | 要 |
| ⑫ | 専任教員の職位を変更する場合 | 要 |
| ⑬ | 専任教員の氏名の姓を変更する場合 | 要 |
| ⑭ | 授業科目のシラバスを変更する場合 | 不要 |
| ⑮ | 兼担教員を兼任教員にする場合・兼任教員を兼担教員にする場合 | 不要 |
| ⑯ | 兼担教員・兼任教員を追加する場合 | 不要 |
| ⑰ | 兼担教員・兼任教員を削除する場合 | 不要 |
| ⑱ | 学部・学科等の名称のみを変更する場合 | 要（報告） |
| ⑲ | 大学名、設置者名を変更する場合 | 要（報告） |
| ⑳ | 入学定員を変更する場合 | 要（報告） |
| ㉑ | 教職課程の認定を取り下げる場合（学生の募集停止の場合等） | 要（報告） |
| ㉒ | 教職課程認定審査の確認事項１（１）③に該当し、届出による変更を希望する場合 | 要※（審査） |
|  | ※詳細については、「Ⅲ．変更届等の提出要領及び提出書類の様式」（87ページ～）を参照すること。 |

■授業回数の変更は届出事由になるのか

授業回数を15回から14回に変更する場合は手引き３頁記載の「授業科目のシラバスを変更する場合は変更届は不要」に該当にしません。よって、15回の授業科目の「廃止」と14回で実施する授業科目の「新設」という扱いとなります。

☆再課程認定質問回答集

|  |
| --- |
| No.437Ｑ　科目の授業内容の一部を変更するのみの場合は、新規開設に該当しないとあるが、15回で30時間実施している授業科目について、１回当たりの時間数を増やして、14回で30時間へ変更した場合も一部の変更と解釈してよろしいか。Ａ　授業回数の変更により授業計画の全体を再構成することとなり、授業科目の廃止／新設に該当すると解されるため「授業計画の一部を変更する場合」には該当しない。 |

２．届出の時期

課程認定を受けた年度以降に教育課程に係る事項（課程認定申請書様式第２号の認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織　／　認定を受けようとする研究科専攻の教育課程及び教員組織　の記載事項）を変更しようとするときは、免許法施行規則第21条第２項に基づき、「あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない」とされています。

▼免許法施行規則

|  |
| --- |
| （申請書の提出）第21条　前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第43条第１項、大学院設置基準第31条第２項、専門職大学設置基準第59条第１項、短期大学設置基準第36条第１項、専門職短期大学設置基準第56条第１項又は専門職大学院設置基準第32条第２項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第４項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。 一　大学及び大学の学部の名称 二　大学の学科、課程若しくはこれらに相当する組織、大学の専攻科又は大学院の研究科の名称 三　免許状の種類 四　学生定員 五　教育課程 六　教員の氏名、職名、履歴、担任科目及び専任兼任の別 七　教育実習施設に関する事項 八　学則 九　その他大学において必要と認める事項２　大学の設置者は、前項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。 |

手引き87頁

|  |
| --- |
| （１）教育課程の変更届（ア）変更届提出期限 |
|  | ● 次の表①～⑥の変更届提出期限：変更後の教育課程を実施する前● 次の表⑦の変更届提出期限（令和４年度実施）：令和２年９月30日（水）までに必着 |  |
| 教育課程の変更届として提出する書類は、変更後の教育課程を実施する前に、文部科学大臣に提出しなければならない。例えば、次の表【本冊子では14頁の表】①～⑥にかかる変更後の教育課程を令和３年４月から実施する場合は、令和２年度末までに提出することが必要である。（後期から専任教員の変更等がある場合には、後期の授業が開始する前までに変更届を提出する必要がある。） |

例えば令和２（2020）年３月に申請し、令和３（2021）年４月から認定を受けた学科等の場合、認定初年度の令和３（2021）年度の授業科目については、当然のことながら、４月からこのカリキュラムで行うと申請しているわけですから、課程認定申請書様式第２号記載のとおり開講されることになります。もし、授業科目の変更を行う事由が生じた場合、最短でも令和３（2021）年度中の届出で、令和４（2022）年度から変更が可能ということになります。

変更届の制度上は課程認定後、初年次の活動が開始するまでは専任教員変更以外の変更はできないとされています（教員養成部会（第93回）資料２-１ ４．注１参照）。

教員養成部会（第93回）<平成28（2016）年７月４日開催>資料２-１《抜粋》

|  |
| --- |
| 教職課程認定審査運営内規の改正について４．教職課程認定審査運営内規の一部改正について |
|  | ６ 教職課程の認定後に教育課程を変更する場合の取扱いについて（１） 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の各号に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。① 専任教員を変更する場合② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合（２） 書類審査においては、「３ 書類審査」を準用する。（３） 変更可否の結果は、部会に報告する。 |  |
| 注１：教職課程の認定は、完成年度までその内容を確実に履行することを前提としているので、当該教職課程の初年次の活動が開始するまでは、上記以外の変更は認めない。注２：「やむを得ない事由」とは、専任教員の退職（死亡）あるいは病気休業、産前産後の休業、育児休業又は介護休業などにより専任教員が長期間休業となることで、専任教員を変更せざるを得ない状況が、申請時には予見できない社会通念上相当であると認められる理由により生じた場合などとする。 |

このことを反対解釈すると初年次の活動開始以降、つまり認定年度の４月１日以降であればカリキュラムを変更することは可能です。ただすでに前期（クォーター制の場合は第１クォーター）が始まっているため、早くとも後期（クォーター制の場合は第２クォーター）の授業科目から変更が可能ということになりますが、通常はそのようなことは想定されないため、現実的には既述のとおり、認定年度の１年後から変更するのが授業科目関係の変更では最短ではないかと考えます。

一方、専任教員については、死亡・病気退職等により期中において教員の異動が生じることがあります。そのような場合は開設初年度であっても速やかに変更届を提出することになります。提出漏れを発見した場合は、対応方法について速やかに文部科学省に相談し、指示を仰ぐようにします。

このように、開設後１年経過すれば教育課程を変更できるということになりますが、教職課程の認定は、完成年度までその内容を確実に履行することを前提としているので、本来であれば、完成年度まで変更すべきではないというのが基本的な考え方になります（上記教員養成部会（第93回）資料　注１参照）。

しかし、計画当時に想定できなかった変更も学年進行によって生じる場合があります。そういった事情がある場合に限っての変更はやむを得ないと考えます。ただし、教育課程の根幹に関わる変更は避けるべきであると考えます。

参考に「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（令和３年度開設用）」の340頁に次のようなＱ＆Ａが掲載されていますので紹介します。

|  |
| --- |
| Ｑ３-１．設置認可後（又は届出後）に計画変更が発生した場合、どのような手続が必要ですか。Ａ． 認可又は届出の翌年度以降に提出する「ＡＣ報告書」にて報告してください。ただし、その変更の内容が、認可時又は届出時の計画より教育研究水準を低下させるものである場合や設置の趣旨と異なるものである場合、結果として実態を反映しない計画書を提出したことによる虚偽申請となることがあり得ますので、早急に大学設置室まで連絡してください。また、変更前の計画に基づいて大学側が学生等に対して民事上の債務、責任等を負っている場合、変更内容の説明や補償等、適切な対応が必要となります。 |

　実地視察での指摘において、変更届の提出漏れが多く指摘されています。提出漏れの背景として事務体制が整っていない状況下での業務執行体制が考えられます。担当者のみの問題ではなく、大学全体の問題としてとらえる必要があると考えます。

■実地視察報告書より

○　教職課程は教員免許状という資格を取得させる課程であり、個別の授業科目が教員養成部会によって審査された上で文部科学大臣による認定を受けていることから、教育課程等の変更等にあたっては、法令に定める手続きに則り、あらかじめ文部科学大臣への届出を行うこと。

○　平成23年度（今春）に認定を受けているにもかかわらず、すでに専任教員が変わっている科目があった。やむを得ない事情であったとしても、変更の事由があった際に文部科学省に届け出ること。

○　教育職員免許法施行規則第21条第２項に定めるとおり、教職課程の認定を受けた大学の設置者は、その教育課程を変更しようとするときは，あらかじめ文部科学大臣へ届け出る必要がある。しかしながら、長期間に渡って変更届の提出がされていない課程があることが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、手続面も含め教職課程を点検する全学的な組織及び体制を充実し、継続するよう努めていただきたい。

３．教員審査

変更届において、教員審査は行われません。大学で適任者かどうか判断する場合、「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」（手引き掲載のものは直近の改正（令和元年12月12日改正）が反映されておりませんので文部科学省ウエブサイト「令和元年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会について」に掲載のものを参照してください）に基づいて判断するのがよいでしょう。

☆手引き219頁

|  |
| --- |
| No.112Ｑ　専任教員を変更する場合、変更後の新規追加教員について、担当授業科目を担当するために十分な資質・能力を有する者であるかどうかの審査を受けることになるのか。Ａ　 教職課程認定から何年か経過した後には、教員の退職等により、教員変更を余儀無くされることは当然考えられるが、その変更の度に教職課程認定申請時の審査と同様に課程認定委員会において変更内容を審査することは実質不可能である。このため、教員変更にあたっては、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、当該担当教員が、教職課程の各授業科目の内容を教授するに当たって適当な業績を有しているか否かについて、各大学の責任のもと、当初課程認定を申請した際に受けた指摘事項を踏まえて、丁寧に確認することが必要である。なお、教員変更に当たっては、施行規則第21条第２項に基づき、あらかじめ文部科学大臣へ届け出ること（いわゆる「変更届」を提出すること）となっている。様式の体裁も含めて、各大学で確認の上、適時提出すること。 |

　課程認定申請時の課程認定委員会による審査がなく、各大学にて各授業科目担当者の適否を判断することになります。大学に判断がゆだねられているものの、適切な判断ではなかった事例もあることが実地視察の報告でなされています。

■実地視察報告書より

○　研究領域が異なる授業科目を多数担当している教員が見受けられた。教員自身の過重な負担はもとより、専門性確保の観点から、教員の研究分野及び研究業績と担当する教職課程の授業内容に齟齬がないかどうかを再度御確認いただきたい。

○　昨年度課程認定審査時に業績不足又は業績不一致により担当不可と認定を受けた教員が、今年度不可と認定を受けた授業科目を担当している状況が確認された。年次進行のため、今年度以前の入学者の教職課程については、不可となった教員も含めて既存の担当教員を充てているとの説明であったが、課程認定審査における指摘事項を踏まえ、適切な教員配置となるように是正いただきたい。

○　多数の授業科目を担当している教員について、担当授業科目と専門分野の業績とが一致しているか検証すること。特に、教育制度、教育課程に関する分野については検証が必要である。

○　教員の研究分野及び研究実績と担当する教職課程の授業科目の内容に齟齬が生じているものがある。特に教職課程が認定された後に授業科目の担当を変更する場合は、各大学において、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、当該担当教員が、教職課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）の各授業科目の内容を教授可能な業績を有しているか否かを丁寧に審査した上で、当該科目の担当とすること。

　なお、単位修得後に当該単位を修得した授業科目の担当者がその後の課程認定申請の審査時に教職課程を担当する教員として教授する能力を有すると判断されない場合であっても修得単位は無効にはなりません。

☆手引き（平成25年度改訂版）188頁

|  |
| --- |
| No.３Ｑ　兼担教員・兼任教員を変更する場合は、変更届を提出する必要はないが、変更後の兼担教員・兼任教員が、その後、課程認定申請において教員審査され、教員として教授する能力を有すると判断されない場合、当該教員が過去に担当していた授業科目の単位について、認定取り消しなどになるのか。Ａ　当該教員が過去に担当していた授業科目の単位は有効である。 |

　教職課程の各授業科目の内容を教授するにあたっての業績に関する説明は第３章にて説明します。

４．旧課程の変更届

旧課程のみの時期において、取り下げた認定課程については、取り下げ以降、変更届は不要とされていました。しかし、旧法から新法への移行期においては、取り下げの種別が場合分けされており、平成30（2018）年度の課程認定申請を改組等に伴い、通常の課程認定申請にて行い、その認定に伴って、取り下げを行った場合と、改組等なく、再課程認定申請のみ行った認定課程に場合分けされています。前者の場合はこれまでどおり、取り下げ以降、変更届は不要、後者の場合は教育課程の変更がある場合のみ変更届が必要という取り扱いとなりました。

手引き87頁

|  |
| --- |
| 本手引きに記載された変更届の記入要領・様式は、令和元年度以降入学生用のものであり、平成30年度以前入学生に適用する教育課程（再課程認定に伴い自動取下げとなった課程も含む）の変更を行う場合（p89表①～④の変更に限る。）においては、（５）旧法に基づく変更届に記載の要領により、旧法に基づく変更届を提出すること。 |

手引き108頁

|  |
| --- |
| ※ 取り下げた課程において、教育課程の変更や専任教員の異動等が生じた場合には、変更届を提出する必要はない。ただし、再課程認定に伴い自動的に取下げとなった教職課程の教育課程の変更が生じる場合においては、110ページ（５）旧法に基づく変更届に基づき変更後の課程が開始する前に変更届を提出すること。 |

例１）

旧課程：文学部日本語日本文学科（中高一種国語）

新課程：文学部日本語日本文学科（中高一種国語）

旧課程の免許教科をそのまま再課程認定申請しただけ

→　旧課程は自動取り下げとなっているため今後も旧課程の科目関係に変更があれば変更届が必要。

例２）

　旧課程：文学部英語英米文学科（中高一種英語）

　新課程：国際学部国際学科（中高一種英語）　←旧課程の学科を改組

→　旧課程においては改組に伴う課程取り下げになるので今後、旧課程の科目関係に変更があっても変更届は不要。

手引き110頁

|  |
| --- |
| （５）旧法に基づく変更届　平成30年度以前入学生に適用する教育課程の変更を行う場合においては、以下により変更届を提出すること。新法に基づく変更届とは別葉で作成すること。（ア）変更届の提出が必要な場合89ページの表【本冊子では14頁の表】①～④に該当する事由がある場合のみ提出が必要となる。（イ）変更届提出期限変更後の教育課程を実施する前に提出すること。（ウ）変更届提出方法111ページを参照し、郵送により提出すること。ただし、新法に基づく変更届とは別の封筒に入れ、封筒の表に「旧法に基づく教育課程変更届 提出」と記載すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。（エ）必要提出書類様式、作成要領とも『教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）』によるが、「専任教員氏名・職名」欄は空欄とすること。 |

　変更届の届出事由については、授業科目の変更や専任教員の変更が生じた場合に届出が必要でした。しかし、旧課程については、授業科目関係の変更が生じた場合のみ（89ページの表【本冊子では14頁の表】①～④に該当する事由）変更届を提出するということになりました。このことに伴い、旧課程の変更届においては「専任教員氏名・職名」欄は空欄にするということが明記されました。旧課程の様式については、新課程同様に、文科省のウエブサイトからダウンロードできます。記載方法については、手引き（平成31年度開設用）によるとされています。手引き（平成31年度開設用）に基づく変更届の解説はジダイ社から刊行しております『教職課程再課程認定申請に生かす「変更届」作成のポイント』に掲載していますのでそちらを参照ください。

　提出方法についてですが、これまでは変更届は１つの封筒に入れて送っていましたが、新課程と旧課程の２種類の変更届を提出する場合は封筒を分けて提出するよう手引き110頁に記載されています。

手引き89頁

○：提出が必要、×：提出が不要、△：場合により提出の要否が異なる　　筆者加筆→灰色の網掛けは通常の変更届では関係のない部分という意味です。

|  |
| --- |
| 必要書類 |
| 変更内容 | かがみ | 変更内容一覧表 | 理由書（様式任意） | 届出をしようとする大学の課程の概要 | 新旧対照表 | シラバス※１ | 各教科（保育内容）の指導法・教育の基礎的理解に関する科目等・特別支援教育に関する科目の専任教員 | 設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況 | 学則・履修規程等（開設年度から適用するもの） | 学則・履修規程等（従前適用していたもの） | 組織改組対照表（様式任意） |
| 履歴書 | 教育研究業績書 |
| ① 授業科目を新設又は廃止する場合 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | △ | △※2 | △※2 | × | × | × | × |
| ② 授業科目の名称を変更する場合 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | △ | × | × | × | × | × | × |
| ③ 授業科目の単位数を変更する場合 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | △ | × | × | × | × | × | × |
| ④ 授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）を変更する場合 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | △ | × | × | × | × | × | × |
| ⑤ 専任教員を変更する場合　※4 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | △※３ | △※４ | △※４ | × | × | × | × |
| ⑥ 専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × |
| ⑦ 教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、変更する場合※5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ×※６ | ×※６ | ×※６ | ○ | ○ | ○ | ○ |

手引き90頁（89頁の※の説明）

|  |
| --- |
| ※１　シラバスは、新設・変更に係る授業科目のシラバスのみを提出すること。なお、科目の廃止の場合には、一律に提出は不要である。また、②～④の場合であっても、授業内容に変更がない場合には、提出は不要である。※２　授業科目新設の場合で、専任教員が担当する場合にのみ必要である。※３　専任教員の変更に伴って、授業科目内容を変更する場合には、当該科目のシラバスを提出すること。（担当の専任教員が変わっても、授業科目の内容に変更がない場合は、シラバスの提出は不要である。）※４　教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは、「担当する授業科目」と「専任教員に係る変更の内容」が以下の組合せの場合である。 |
|  | 担当する科目区分専任教員に係る変更の内容 | 一種・二種の免許課程 | 専修の免許課程 |  |
| 教育の基礎的理解に関する科目等、各教科（保育内容）の指導法 | 特別支援教育に関する科目 | 教育の基礎的理解に関する科目等、各教科（保育内容）の指導法 | 特別支援教育に関する科目 |
| （Ａ）専任教員を追加する場合 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| （Ｂ）既に配置されている兼担教員・兼任教員を専任教員にする場合 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| （Ｃ）既に配置されている専任教員の担当授業科目を追加する場合 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| （Ｄ）専任教員を削除する場合 | × | × | × | × |
| （Ｅ）既に配置されている専任教員を兼担教員・兼任教員にする場合 | × | × | × | × |
| （Ｆ）既に配置されている専任教員の担当授業科目を削除する場合 | × | × | × | × |
| （Ｇ）専任教員の氏名の姓を変更する場合 | × | × | × | × |
| ＊ 上記表にない「教科に関する専門的事項」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目（専修免許状の課程における「準ずる科目」を含む。）」の専任教員を変更する場合は、（Ａ）～（Ｃ）の場合であっても当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である。（変更届の提出は必要。）※５　（略）※６　（略） |

５．事後調査の内容に係る部分の変更

（１）事後調査とは

通常、教員の業績審査については当該授業科目に関するものでかつ10年以内の活字業績が必要とされています。

しかし、新課程において、新たに設けられた事項のうち「総合的な学習の時間の指導法」と小学校の教職課程における「外国語（英語）の指導法」の教員審査については以下のとおり特例による審査が行われました。

また、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」を小学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」のうち国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育によって開設する経過措置が設けられました。

これら特例により認定を受けた場合、令和４（2022）年度末までに事後調査により、課程認定時に付された留意事項について解消しなければならないこととされています。

平成31年度教職課程認定審査要領について（平成29年11月17日の課程認定委員会決定《抜粋》）

|  |
| --- |
| ３．審査方針（通常の課程認定及び再課程認定）（１）（略）（２）「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることを可能とする。　ただし、その場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績※通常の審査においては10年以内の活字業績が記載対象であるが、10年以上前の活字業績についても記載を可能とする。②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績（３）小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることを可能とする。　ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。①小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績②中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績　なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。４．幼稚園教諭の教職課程について（通常の課程認定及び再課程認定）改正規則附則第７項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」のうち国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育による場合の取扱いについては、以下のとおりとする。（１）提出書類は小学校教諭の「教科に関する専門的事項」及び平成30年度認定までの幼稚園教諭免許状の教職課程の申請に係る「教科に関する科目」の基準を準用する。（２）改正規則附則第７項により認定を受けた場合は、平成34年度末に「領域に関する専門的事項」に係る事後調査を行うこととする。 |

　なお、この特例については平成30（2018）年10月９日改正の教職課程認定審査の確認事項の３に規定されました。

▼課程認定審査の確認事項

|  |
| --- |
| ３ 教員組織関係（３）「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する専任教員、兼担教員又は兼任教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることを可能とする。ただし、その場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績（４）小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることを可能とする。ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。①小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績②中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（５）（３）及び（４）は平成32年度から平成34年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。 |

事後調査対象となる教員を変更届によって変更することは認められていません。対象となる大学には課程認定通知書にその旨が記載されている文書が同封されていましたので、この点、自大学に留意事項が付されているかどうかを確認し、事後調査対象大学の場合は所定の手続きに従う必要があります。通常の変更届で対応するという誤った手続きをしないように気を付けなければなりません。

手引き87頁

|  |
| --- |
| ※　平成30年度の課程認定に当たって留意事項が付された内容（附則第７項（幼稚園）、特例による認定（総合的な学習の時間の指導法、小学校の教職課程における外国語（英語）の指導法）に対する事後調査事項への対応は、変更届ではなく、別途連絡する事後調査対応届作成要領に従って対応すること。（事後調査対象の課程や教員であっても、事後調査事項以外の箇所の変更は、変更届にて行うこと。）なお、平成30年度の課程認定に当たって留意事項が付されなかった内容を、留意事項が付される内容に変更すること（「領域に関する専門的事項」の科目を附則第７項適用の科目に置き換えること、総合的な学習の時間の指導法、小学校の教職課程における外国語（英語）の指導法について関連業績を有しない教員に変更すること）は認められないので留意すること。 |

（２）事後調査と変更届の関係での注意点

　「総合的な学習の時間の指導法」と小学校の教職課程における「外国語（英語）の指導法」の活字業績については、前項で示した審査方針の②の活字業績（教職課程認定審査の確認事項の３（３）及び（４）でもそれぞれ②として規定されています）でも可とすることとされていますが、変更届で変更する教員については、②は適用されないと手引き記載のＱ＆Ａに明記されています。

☆手引き219頁

|  |
| --- |
| No.115Ｑ　「総合的な学習の時間の指導法」又は小学校の「各教科の指導法」外国語（英語）の担当教員を変更する場合において、教職課程認定審査の確認事項３（３）、（４）②該当教員を充てても構わないか。Ａ　変更届による教員変更（兼担・兼任教員の変更を含む。）において教職課程認定審査の確認事項３（３）、（４）②は適用されないため、変更後の教員は「総合的な学習の時間の指導法」又は小学校の「各教科の指導法」外国語（英語）に関する業績を有している必要がある。（外国語（英語）については、教職課程認定審査の確認事項の３（４）①該当教員でも構わない。）　なお、認定時（再課程認定を含む。）に事後調査の対象となっている教員を変更する場合は、変更届ではなく「事後調査対応届」を前年度９月末までに提出する必要があるため、留意いただきたい。（「事後調査対応届」の提出要領は認定通知書に同封している。） |

　変更届においては、専任教員のみ氏名が出てきますが、兼担・兼任教員については教員氏名欄が空白となります。よって、兼担教員から別の兼担教員へ、兼任教員から別の兼任教員へ、兼担教員から兼任教員へ、兼任教員から兼担教員へ変更したとしても届出は不要とされているため（手引き３頁の一覧表参照）、一度審査を通過すると後は届出なしで教員を変更できることになります。そのため業績の確認も不十分になりがちになるということが起こりえます。この部分は大学の良識に委ねられる部分になるため、各大学においては教職課程の質保証の観点からもこの点は留意する必要があります。

　「事後調査対応届」の提出要領は認定通知書に同封されていましたが、文部科学省ウエブサイト上にも掲載されています。認定通知書同封時から変更が生じている箇所や、Ｑ＆Ａも掲載されていますのでそちらもご確認ください。

第２章　変更事由ごとの対応

１．認定課程における授業科目の変更事項

（１）変更後の単位数の確認

▼認定基準３

|  |
| --- |
| （１）大学（短期大学の専攻科を除く）は、 認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２の第３欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。＜以下略＞ |

　授業科目の変更によって法令上の最低修得単位数を下回る開設単位数とならないようにしなければなりません。

■実地視察報告書より

○　平成30年度入学生に適用する教職課程について、教職課程の変更を行った結果、教育職員免許法に定める最低修得単位数を満たす科目が開設されていない状況となっていたことが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、教職課程を点検する全学的な組織及び体制の構築に努めていただきたい。

（２）授業科目の新設

学科等で授業科目の新設があった場合、必ず教職課程の授業科目（別表第１・第２・第２の２の第３欄に規定される教科及び教職に関する科目等や免許法施行規則第66条の６に定める科目）にしなければならないというわけではありません。その授業科目が教職課程に必要な授業科目であるかどうかをまず検討します。その上で必要であれば新設の届出をします。

また、科目の新設とは、新たに授業科目を設置する以外に、これまで教職課程の授業科目として扱っていなかった既存の授業科目を新たに教職課程の授業科目として追加する場合も含みます。

別表第１第三欄に「大学において修得することを必要とする最低修得単位数」が定められています。「大学において修得することを必要とする最低修得単位数」の単位は、免許法別表第１備考第五号イに定めるとおり、認定された課程における授業科目又は認定後の変更届により届け出た授業科目の単位でなければなりません。よって、認定課程の授業科目と全く同一の名称・内容の授業科目であったとしても、当該科目が、認定を受けた課程の授業科目又は認定後の変更届により届け出た授業科目でない限りは、免許状の授与を受けるために使用することはできません。

ただし、免許法施行規則第66条の６に定める科目については、教職課程の関係科目ですが、別表第１第三欄の「大学において修得することを必要とする最低修得単位数」の単位外（別表第１の備考に定める科目の単位）ですので、文部科学省への届出の有無にかかわらず、大学の判断において学力に関する証明書において証明することが可能です。

▼免許法第５条別表第１備考第五号イ

|  |
| --- |
| 五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。イ　文部科学大臣が第16条の３第４項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの |

※第三欄に定める科目とは旧法では「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」「養護に関する科目」「養護又は教職に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」「栄養に係る教育又は教職に関する科目」を指す。新法では「教科及び教職に関する科目」「養護及び教職に関する科目」「栄養及び教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」を指す。免許法施行規則第66条の６に定める科目は含まれない。

（３）授業科目の廃止

学科等で授業科目を廃止する場合、当該授業科目が教職課程の授業科目として認定を受けている科目であれば、廃止の届出が必要です。

しかし、その授業科目を廃止することによって、学生の科目選択の幅が狭まるとか最悪の場合、免許状取得ができなくなるといった影響が出ないかどうか確認しておく必要があります。もし影響が出る場合は、廃止をとどまっていただくか、代替授業科目の設置を検討することになります。

また、その授業科目を教職課程の授業科目からは外すが、学科等の授業科目としては継続して開設する場合も、教職課程の構成科目からはその科目がなくなるため、「廃止」として扱うことになります。

（４）授業科目の名称の変更

名称変更の届出が必要になります。教職専門科目、領域に関する専門的事項に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、免許法施行規則第66条の６に定める科目、特別支援教育に関する科目については、手引き157～161頁に名称例が掲載されていますので、これらを参照してください。

（５）授業科目の単位数の変更

単位数変更の届出が必要になります。単位数を少なくする場合、学生の科目選択の幅が狭まるとか最悪の場合、免許状取得ができなくなるといった影響が出ないかどうか確認しておく必要があります。もし影響が出る場合は、単位数変更をとどまっていただくか、代替授業科目の設置を検討することになります。

（６）教職課程の授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）の変更

教職課程の科目以外の科目（卒業要件科目など）の履修方法の変更の場合は届出不要です。たとえば「○○概説」という科目が卒業要件上必修でかつ教職課程上も必修だった科目とします。この科目の卒業要件上の位置づけが必修科目から選択科目に変更となった場合、教職課程の履修上は変更が生じていませんので変更届の対象外となります。つまり、教職課程の授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）が変更になる場合に届出が必要になります。教職課程上の位置づけが必修科目から選択科目、必修科目から選択必修科目、選択必修科目から選択科目になる場合、（３）（５）と同様に学生の科目選択の幅が狭まるとか最悪の場合、免許状取得ができなくなるといった影響が出ないかどうか確認しておく必要があります。もし影響が出る場合は、履修方法の変更をとどまっていただくか、代替授業科目の設置を検討することになります。

以上が授業科目関係で変更届が必要な場合です。特に注意すべき点としては、何度か出てきました「学生の科目選択の幅が狭まるとか最悪の場合、免許状取得ができなくなるといった影響が出ないかどうか確認」することです。各科目に含めることが必要な事項を含む科目、中・高の教科に関する専門的事項では一般的包括的内容を含む科目を変更しようとする場合は、それらの内容が含まれているかどうかの確認を慎重に行う必要があります。

特に、１つの科目区分の一般的包括的な内容を含む科目を複数の授業科目で構成している場合、１つの授業科目の変更によって他の授業科目の内容も変更しないと一般的包括的内容を満たさないという可能性も生じます。くれぐれも法令要件を満たさないような変更とならないよう細心の注意を払うことが求められます。

新年度の入学生から新しいカリキュラムを適用する場合、２～４年次に配置する科目も新旧対照表に新設科目として掲載する必要があります。その場合、２年先以降のことなので、担当者未定でシラバスも作成できないということがあるかもしれませんが、新入生に対して４年間のカリキュラムを提示しなければならないので、担当者を決め、シラバスも作成し提出する必要があります。

２．認定課程における教員の変更事項

（１）届出の要否

すでに担当している教員に加え、専任教員を新たに担当者として加える場合は、専任教員追加の届出が必要になります。また、専任教員の変更・削除の場合も全て届出が必要となります。具体的に以下に示す表の場合に届出が必要になります。教職課程における専任教員の定義については第３章にて説明します。

なお、履歴書・研究業績書は教職専門科目、「特別支援教育に関する科目」を担当する専任教員が変更となる場合のみ必要です。「教科に関する専門的事項に関する科目」、「領域に関する専門的事項に関する科目」「養護に関する科目」、「栄養に係る教育に関する科目」については専任教員の変更を行った場合でも、履歴書・研究業績書は不要となります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 変更後 | 変更前 | 「教育の基礎的理解に関する科目等」「各教科（保育内容）の指導法」「特別支援教育に関する科目」 | 「教科に関する専門的事項に関する科目」「領域に関する専門的事項に関する科目」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」 |
| 新旧対照表 | 履歴書研究業績書 | 新旧対照表 | 履歴書研究業績書 |
| 必要 | 専任 | 専任 | ○ | ○ | ○ | × |
| 兼担 | 専任 | ○ | × | ○ | × |
| 兼任 | 専任 | ○ | × | ○ | × |
| 専任 | 兼担 | ○ | ○ | ○ | × |
| 専任 | 兼任 | ○ | ○ | ○ | × |
| 不要 | 兼担 | 兼担 | × | × | × | × |
| 兼任 | 兼担 | × | × | × | × |
| 兼担 | 兼任 | × | × | × | × |
| 兼任 | 兼任 | × | × | × | × |

　手引き90頁※４（Ｃ）の場合、単に追加する授業科目の業績を記載するだけではなく、これまで担当している授業科目に関する業績を含め、全担当授業科目の業績を記載する必要があります。

（２）専任教員配置・専任教員を変更する場合の基本的な考え方

①全般的事項

届出を年度末に提出する場合、提出翌年度の担当者を記載するということではなく、認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば４年間、短期大学であれば２年間）の担当教員の状況を記載する、ということですので、その年は急遽担当者変更ということであっても、翌年度以降元の教員が担当するということであれば変更は不要ということになります。

隔年で専任教員と非常勤講師と担当者が代わる場合であっても、その科目を専任教員が担当を外れることがない以上は、非常勤講師が担当する前年度に専任教員から兼任教員へ変更とする変更届を提出する必要はありません。

「設置計画履行状況等報告書」の教員組織の状況の場合は報告年度の時間割表の記載と一致させる必要がありますが、教職課程の変更届の場合は時間割表記載の担当教員とは一致しません。

☆手引き216頁（No.87）

|  |
| --- |
| Ｑ　課程認定申請書に記載する授業科目の担当教員は、認定後４年間の計画を示すのか、それとも認定年度の状況を示すのか。 |
| Ａ　認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば４年間、短期大学であれば２年間）を計画的に記載することとなる。 |

☆2009年度全私教協教員免許事務研修会（2009/９/12開催）質問表

|  |
| --- |
| Ｑ　平成21年度（以下、「H21」という。）に認可を受けた課程において、授業科目Ａは専任教員Ｂと兼任教員Ｃが隔年（H21「専任Ｂ」、H22「兼任Ｃ」、H23「専任Ｂ」、H24「兼任Ｃ」）で担当するため、専任教員のみを記載する様式第２号においては授業科目Ａの担当者を専任Ｂ、様式第３号においては専任Ｂと兼任Ｃを授業科目Ａの担当者として申請しました場合、変更届について以下の対応でよろしいでしょうか。① H22担当予定の兼任Ｃが専任Ｄに変更する場合、専任教員の追加なのでH21末に変更届提出。（変更届の授業科目Ａ「専任教員欄」にＢとＤを併記する）② 予定通りで担当者変更はなくてもH22は兼任教員なのでH21末に専任教員Ｂを削除の変更届を提出して、H22末に専任教員Ｂを追加する変更届の提出が必要でしょうか。 |
| Ａ　①貴見のとおり。②変更届は、担当される年度ごとに認定をするという趣旨の届出ではないので、本件の場合は、専任教員Ｂの変更届は不要です。  |

　上記のＱ＆Ａのとおり、変更届においては時間割表の記載と担当教員を一致させる必要がありません。

②海外研修（サバティカル）等が発生する場合の対応

前述のとおり、届出を年度末に提出する場合、提出翌年度の担当者を記載するということではなく、認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば４年間、短期大学であれば２年間）の担当教員の状況を記載する、ということですので、たまたまその年は急遽担当者変更ということであっても、翌年度以降担当するということであれば変更は不要ということになります。

手引きには海外研修（サバティカル）以外の例示として育児休暇がありますが、産前・産後休暇、隔年開講等による休講もあります。

☆手引き219頁（No.113）

|  |
| --- |
| Ｑ　教職課程における専任教員が、海外研修（サバティカル）や育児休暇等の事情により、大学を離れる期間がある場合には、新たに専任教員を雇用しなくてはならないのか。また、変更届の提出が必要か。Ａ　海外研修（サバティカル）や育児休業等によって大学を離れる期間がある場合には、必ずしも専任教員を新たに雇用することは要しないが、当該期間において、専任教員と同等の役目を果たす代わりの教員を大学の責任において確保し、教職課程の運営に支障のないように配慮すること。なお、専任教員を新たに雇用する場合には、変更届が必要であるが、そうでない場合には、変更届の提出を要しない。 |

☆再課程認定質問回答集（No.455）

|  |
| --- |
| Ｑ　従前から担当している教員が、平成30年度もしくは平成31年度にたまたま海外研修（サバティカル）や育児休暇等の取得が予定されている場合、様式第２号の表記をどのようになるか。またそれに伴って一時的に別の教員が担当する場合、様式第２号の記載や様式第４号の提出は必要か。  |
| Ａ　 ○手引き（平成30年度開設用）のＱ＆Ａに記載のとおり、サバティカル研修等で一時的に大学にいない場合においても、教育課程表上においては専任教員数に含めることが可能であるため、当該教員が引き続き同科目の担当である場合においては新旧対照表上の「旧」「新」いずれにもその氏名を記載する。○当該教員が不在の間は、別の教員がその科目を担当しているはずなので、その教員も合わせて新旧対照表に記載し、様式第４号の提出も必要。 |

上記事例において、「別の教員」が兼担・兼任教員の場合は変更届では空白になるので届出は不要となります。

③専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）の変更

　職位変更のみの場合であっても、「専任教員は少なくとも１人は教授でなければならない。」との規定に抵触していないかを確認する必要があるため、専任教員の職位変更時には届出が求められます。

▼認定基準３

|  |
| --- |
| （６）以下に掲げる科目のそれぞれの専任教員において、少なくとも１人は教授でなければならない。① 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。）② 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。）③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」④ 特別支援教育に関する科目⑤ 養護に関する科目 |

　この規定違反は実地視察においてもよく指摘される事項の１つです。

■実地視察報告書より

○　教育福祉学科こども学専攻の幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の課程において、「教科に関する科目」を担当する専任の教授が１名不足していることから、教職課程認定基準を満たすように改めること。

○　教科に関する科目を担当する専任について、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を下回っている課程や、必ず１名以上置くこととしている専任「教授」が置かれていない課程があることから、それら課程については、早急に基準を満たすよう改善すること。

第３章　教員組織

１．「専任」「兼担」「兼任」の違いについて

（１）専任教員の定義

　教員組織は「専任教員」「兼担教員」「兼任教員」でもって構成されています。教職課程における専任教員の定義が次のとおり示されています。

▼課程認定審査の確認事項３

|  |
| --- |
| （１）基準３（４）に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。① 当該学科等の教職課程の授業を担当② 当該学科等の教職課程の編成に参画③ 当該学科等の学生の教職指導を担当 |

課程認定上、専任教員となるためには、単に当該学科等に所属するだけではなく、課程認定審査の確認事項３（１）の３つの事項を満たさないといけません。

　なお、「特任教員」等学内の呼称にかかわらず、当該学科に所属しており、上記の事項を満たしていなければ専任教員として扱うことはできません。

☆手引き215頁

|  |
| --- |
| No.82Ｑ　教職課程認定上の授業科目を担当する特任教員（特任教授・特任准教授など）は、同課程上における専任教員とすることができるか。 |
| Ａ　専任教員の定義については、大学設置・学校法人審議会における考え方と同一であり、教職課程審査の確認事項３（１）に規定している。特任教員などの学内における呼称如何にかかわらず、当該学科等に所属しており、教職課程審査の確認事項３（１）を満たす職でなければ、専任教員として含めることはできない。 【参照】「教職課程認定基準」３（４）　　 　「教職課程認定審査の確認事項」３（１） |

オムニバスで担当する専任教員について、単独で１つの授業科目を全回担当しなくとも専任教員１名としてカウントできます。

☆質問回答集No.73

|  |
| --- |
| Ｑ　専任教員２名によるオムニバス授業を担当し、単独の科目を担当しない場合は、専任教員２名として必要専任教員数に含めることは可能か。 Ａ　可能である。 |

（２）教授職位者の配置及び専任教員の配置

▼認定基準３

|  |
| --- |
| （６）以下に掲げる科目のそれぞれの専任教員において、少なくとも１人は教授でなければならない。① 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。）② 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。）③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」④ 特別支援教育に関する科目⑤ 養護に関する科目（７）専任教員は、３（６）の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。短期大学の専攻科における必要専任教員数は、短期大学の学科等の専任教員とは別に、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち１人は教授）とする。 |

　前章にて説明しましたが、認定基準３（６）において示されている５つの科目の分野において配置される専任教員のうち１名は教授を配置しなければならないとされています。そのため変更届ではそれを確認するため職位を記載することになります。

　認定基準３（７）において、専任教員は、認定基準３（６）において示されている５つの科目の分野のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うことと規定されており、いずれか１つの科目においてのみ専任教員として扱うことが可能となっています。

このため、例えば変更を行う課程の学科に所属する専任教員であっても、「教職専門科目」の専任教員としてカウントした場合には、当該教員は、当該学科の「教科に関する専門的事項」の専任教員としてカウントすることはできず、「教科に関する専門的事項」も担当する場合には、兼担教員として扱うことになります。

☆手引き214頁

|  |
| --- |
| No.76Ｑ　申請学科等の専任教員であれば、「教科に関する専門的事項」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」などの両方の専任教員として扱ってもよいのか。 |
| Ａ　できない。教職課程認定基準において、専任教員は、「教科（領域）に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うことと規定されており、いずれか一つの科目においてのみ専任教員として扱うことが可能となっている。このため、例えば申請学科に所属する専任教員であっても、「教育の基礎的理解に関する科目等」などの専任教員としてカウントした場合には、当該教員は、当該学科の「教科に関する専門的事項」の専任教員としてカウントすることはできず、「教科に関する専門的事項」も担当する場合には、兼担教員として整理することになる。 【参照】「教職課程認定基準」３（７） |

　１名の専任教員を同一学科等の「教科（領域）に関する専門的事項」と「教職専門科目」（「教育の基礎的理解に関する科目等」）の両方の専任教員として扱っていたことが実地視察で判明し、指摘を受ける場合がよくあります。この点も注意が必要です。

■実地視察報告書より

○　専任教員は、教科に関する科目と教職に関する科目各々に同一教員を含めることはできないため、確認の上、速やかに是正するとともに、教職課程認定基準に定める必要専任教員を配置すること。

○　教職課程認定基準において、専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うこととされているが、両方の科目で専任教員として位置付けられている教員がいるように見受けられた。確認の上、適正な配置を行うこと。

（３）専任教員の籍

▼認定基準３

|  |
| --- |
| （４）認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、４－３（５）ⅰ）（※２）（※３）、４－４（５）ⅰ）（※２）（※３）、４－８（４）、４－９（４）の場合を除く。 |

専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければなりませんが、中・高の教科に関する専門的事項に関する科目において、みなし専任教員を適用する場合（認定基準４-３（５）ⅰ）（※２）、４-４（５）ⅰ）（※２））や、教職専門科目に該当する科目において共通開設科目の場合は、当該課程を有する学科等に籍を有さない専任教員を自学科等の専任教員として扱うことができます。

課程認定を有する学科等の教職専門科目に該当する科目を担当する教員であっても、所属する学科等において、当該科目が共通開設されていない場合は、専任教員として扱うことはできません。例えば、教職課程をもたない学科等に所属している専任教員が、他学科等において教職専門科目に該当する科目を担当したとしても、教職専門科目に該当する科目の専任教員にはなりえず、兼担教員となります。

　また、中・高の教科に関する専門的事項に関する科目においては「みなし専任教員」制度以外に、他学科等の専任教員を自学科の専任教員にみなして使用できるという制度はありません。「みなし専任教員」制度については別の項目で説明します。

例）Ａ学科（小学校の課程認定あり）・Ｂ学科（中・高の課程認定あり）・Ｃ学科（中・高の課程認定あり）において、各校種の教科及び教職に関する科目の第四欄「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」における授業科目を「教育相談（小）」「教育相談（中・高）」として開設している。

「教育相談（小）」はＡ学科のみ受講可能科目。「教育相談（中・高）」はＢ学科・Ｃ学科共通開設としている。

「教育相談（中・高）」の担当教員ＤはＡ学科の専任教員である場合、課程認定上、Ｂ・Ｃ学科の専任教員として扱うことはできない。

ただし、Ａ学科に中高の課程があり、担当教員ＤがＡ・Ｂ・Ｃ学科で共通開設可能な授業科目を担当した場合、Ａ・Ｂ・Ｃいずれの学科においても課程認定上の専任教員として扱うことができる。

　中・高の共通開設できる教科間であれば、どちらの教科においてもそれぞれ専任教員としてカウントすることができます。

▼認定基準４－８

|  |
| --- |
| ４－８　同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。（１）「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目ⅰ）「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ⅱ）「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）③ 中学校（社会）と高等学校（公民）④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）⑤ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）⑥ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭⑧ 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）⑨ 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭⑩ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）⑪ 中学校（技術）と高等学校（工業）⑫ 高等学校（看護）と養護教諭 |

　実地視察において、認定基準３（４）違反についてよく指摘があります。

■実地視察報告書より

○　認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。教育学部の一部の教職課程について、専任教員数が不足しているように見受けられた。確認の上、速やかに是正するとともに、教職課程認定基準に定める必要専任教員を配置すること。

○　認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならないこととなっている。しかし、幼稚園及び小学校の教職課程について、当該課程を有する学科等とは別の学科等に在籍する教員を専任教員として位置付けているように見受けられた。確認の上、速やかに是正するとともに、教職課程認定基準に定める必要専任教員を配置すること。

☆手引き214頁

|  |
| --- |
| No.75Ｑ　学科等にではなく、教職センターのような学内組織に所属する教員は、学科等の専任教員として含めてもよいか。 |
| Ａ　学科等の専任教員は、認定課程を有する学科等に籍を有する者でなければならないため、センターのみに籍を置く教員を専任教員に含めることはできない。ただし、センターの業務を本務としている者であっても、認定課程を有する学科等にも籍を置いているのであれば、当該学科等における専任教員として扱うことは可能である。【参照】「教職課程認定基準」３（４）　　 　「教職課程認定審査の確認事項」３（１） |

上記Ｑ＆Ａの回答のただし書きですが、本務発令が教職センターではなく、学科等で本務発令があり、かつ教職センターのような学内組織に所属している場合は、「当該学科等における専任教員」として扱うことができます。

その逆の教職センターでの本務発令のみで、学科等の授業を担当する場合は、学科等の専任教員として取り扱うことはできません。ただし、学科等で兼務発令があれば、学科等の専任教員として扱うことができます。

（４）一種免と専修免の課程を担当する専任教員の扱い

▼認定基準５－８

|  |
| --- |
| （４）大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・ 特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類の学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の専任教員として取り扱うことができる。 |

　たとえば文学部日本語日本文学科に中一種免（国語）及び高一種免（国語）、当該学科を基礎とする大学院として文学研究科日本語日本文学専攻に中専免（国語）及び高専免（国語）の課程があるとします。この場合、認定基準５－８（４）の適用により、一種免許状を担当する専任教員は専修免許状を担当する専任教員としてもカウントすることができます。

　認定基準５－８（４）には「学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一」とありますので、一種免許状の課程が高一種免（工業）、専修免許状の課程が高専免（理科）という場合、学校種が同じであるので１名の専任教員を一種免許状・専修免許状のいずれにもカウントできそうに思えますが、中・高については教科の同一性まで求められます。過去の実地視察においてもこの点指摘されています。

■実地視察報告書より

○　理工学部の「工業科」の3名の専任教員が、大学院の「理科」の課程の専任教員と重複している状況が判明した。教職課程認定基準上、大学の学科等が有する教職課程と大学院の研究科が有する教職課程が同一である場合は、大学と大学院の専任教員を兼ねることが可能であるが、「理科」と「工業」の免許課程は同一でないため、専任教員を兼ねることはできないことから、早急に教員組織の見直しを行うこと。

（５）兼担教員・兼任教員

次に、兼担についてです。通常、「兼担」といえばＡ学科に籍を有するＢ教員がＣ学科の科目を担当するとき、Ｃ学科からみるとＢ教員は、「兼担」教員となります。つまり専任教員が所属する学部や学科以外の科目を担当するときに担当していただいている側からすると「兼担」ということになります。これは通常、どの大学でもそのような言い方だと思います。

ところが教職の場合、１人の専任教員が所属する学科の「教科（領域）に関する専門的事項に関する科目」と「教職専門科目」の両方を担当する場合（例：「教職専門科目」の「英語科教育法」と英語の教科に関する科目の「英語学概論」を担当する場合）、いずれかの科目を専任扱いすると一方は「兼担」扱いにしなければなりません。

「教職専門科目」の専任とすると、「教科に関する専門的事項に関する科目」のほうはたとえ自学科の専任教員であっても「兼担」教員となります。ここが理解を難しくしている点です。

なぜわかりにくいのかというと通常の教務事務においては「専任」、「兼担」の区分は人を中心にみています（あの先生は××学科の先生）。ところが、教職の世界では科目を中心にみているというその違いがあるからだと思います（あの先生は××学科の教職専任、教科兼担）。

では同一学科の科目を担当する１人の専任教員をなぜ両方の専任扱いにできないのかというと既述のとおり、認定基準３（６）において、専任教員は、「教科（領域）に関する専門的事項に関する科目」、「教職専門科目」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うことと規定されているからです。

同一学科等において１人の専任教員が「教科に関する専門的事項に関する科目」と「教職専門科目」の両方を担当される場合、どちらで専任教員扱いするかというのは申請学科の専任教員数の事情により判断されていることと思います。「教職専門科目」のほうは比較的人数がいて、「教科に関する専門的事項に関する科目」が認定基準ぎりぎりの人数の場合は、教科専任にしたり、また逆もあると思います。この部分の判断については大学判断になります。

最後に、兼任教員ですが、これは非常勤講師のことを指します。

２．必要最低専任教員数

（１）全般的事項

▼認定基準３（２）

|  |
| --- |
| （２） 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。 |

　上記の必要教員数については、一種・二種・専修別、教科（領域）に関する専門的事項に関する科目、教職専門科目の別に、認定基準４・５において定められています。ここで定められているのは専任教員数です。認定基準で規定されている必要教員数は専任教員数に関する規定のみで兼担・兼任教員については教員数について規定はありません。

○一種免許状・二種免許状（高校は一種免のみ）

幼　：認定基準４-１（３）

小　：認定基準４-２（４）

中　：認定基準４-３（４）（５）

高　：認定基準４-４（４）（５）（教職専門科目については４-３（５）ⅱ）に規定）

特支：認定基準４-５（４）

養護：認定基準４-６（３）（教職専門科目については４-３（５）ⅱ）に規定）

栄養：教職専門科目については４-３（５）ⅱ）に規定）

※栄養に係る教育に関する科目については専任教員の配置に関する規定がない。そのため認定基準上は専任教員を１人も配置しなくても可能となっている。

○専修免許状

幼　：認定基準５-１

小　：認定基準５-２

中　：認定基準５-３

高　：認定基準５-４

特支：認定基準５-５

養護：認定基準５-６

栄養：認定基準５-７

　実地視察の指摘では、必要専任教員数の不足がよく指摘されます。

■実地視察報告書より

○　多数の学科等において、必要専任教員数が不足しているため、教員配置を修正すること。

○　「教職に関する科目」における必要配置専任教員について、１名不足しているように見受けられた。再度確認の上、教職課程認定基準を満たすように速やかに是正すること。

○　専任教員の退職により、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を下回っている課程については、速やかに必要教員数を満たすように努めること。

（２）幼稚園一種・二種免許状

幼稚園一種・二種免許状取得に係る必要最低専任教員数は入学定員によって変わります。

|  |  |
| --- | --- |
| 定 員 | 専任教員数 |
| 領域 | 旧教職 |
| 50人以下 | ３ | ３ |
| 51～100名 | ４ | ４ |
| 101～150名 | ５ | ５ |
| 151～200名 | ６ | ６ |
| 201～250名 | ７ | ７ |

▼認定基準４－１

|  |
| --- |
| （３）幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。 |
|  | 「領域に関する専門的事項」 | 「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」 |  |
| 幼稚園全領域のうち、３領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて１人以上 合計３人以上 | ・教育の基礎的理解に関する科目において１人以上 ・「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において１人以上 合計３人以上 |
| （※１）本表は、入学定員が50人までの場合である。入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「領域に関する専門的事項」並びに「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ１人ずつ増員しなければならない。 （※２）「複合領域」を担当する専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。（※３）同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。 （※４）短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。 |

領域に関する専門的事項に関する科目または複合科目と小学校の教科に関する科目を共通開設することはできませんが、両方の業績を併せもつ場合は幼・小両課程の専任教員としてカウントすることができます。

☆手引き207頁

|  |
| --- |
| No.38Ｑ　幼稚園の教職課程において「領域に関する専門的事項」の科目を開設した場合、幼稚園及び小学校の教職課程において教科と領域の共通開設が困難になるかと思われるが、それぞれの課程において専任教員を確保しなければならないのか。Ａ　幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」を取り扱う科目の共通開設はできない。ただし幼稚園の「領域に関する専門的事項」（又は「複合領域」）を担当する専任教員と小学校の「教科に関する専門的事項」（又は「複合科目」）の両方を担当する専任教員については、 それぞれの課程において専任教員とすることができる。なお、その場合においては、当該担当教員が両方の科目を担当することが適当な業績を有していることが前提となる。【参照】 「教職課程認定基準」４－１（３）（※２）、４－２（４）（※２） |

経過措置適用の場合の「領域に関する専門的事項」の必要最低専任教員数については旧認定基準４－１（３）を参照し、「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要最低専任教員数については現行認定基準４－１（３）を参照することになります。

▼旧認定基準４－１

|  |  |
| --- | --- |
| （３）幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。 |  |
|  | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 |  |
|  | 幼稚園全教科のうち、３教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて１人以上合計３人以上 | ・〔「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」〕において１人以上・〔「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」〕において１人以上合計３人以上 |  |
| （注）本表は、入学定員が50人までの場合である。入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要専任教員数をそれぞれ１人ずつ増員しなければならない。 |  |

「大学が独自に設定する科目」の区分に開設する科目の担当専任教員を幼稚園の教職課程における必要専任教員数に算入することはできません。

☆手引き206頁

|  |
| --- |
| No.35Ｑ　幼稚園教職課程において、「教科に関する科目」として開設していた科目を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合、当該科目を担当する専任教員を「必要専任教員数」に含めることが可能か。Ａ　「大学が独自に設定する科目」の区分に開設する科目の担当専任教員を幼稚園の教職課程における必要専任教員数に算入することはできない。 |

（３）小学校一種・二種免許状

小学校一種・二種免許状取得に係る必要最低専任教員数は入学定員によって変わります。

|  |  |
| --- | --- |
| 定 員 | 専任教員数 |
| 教科 | 旧教職 |
| 50人以下 | ５ | ３ |
| 51～100名 | ６ | ４ |
| 101～150名 | ７ | ５ |
| 151～200名 | ８ | ６ |
| 201～250名 | ９ | ７ |

▼認定基準４－２

|  |
| --- |
| （４）小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。 |
|  | 「教科に関する専門的事項」 | 「各教科の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」 |  |
| 小学校全教科のうち、５教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて１人以上 合計５人以上 | ・教育の基礎的理解に関する科目において１人以上 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において１人以上 ・「各教科の指導法」において１人以上 合計３人以上 |
| （※１）本表は、入学定員が50人までの場合である。入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する専門的事項」並びに 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ１人ずつ増員しなければならない。（※２）「複合科目」を担当する専任教員を、「教科に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。 （※３）同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。 （※４）短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。 |

（４）中学校一種・二種免許状

　教科に関する専門的事項については、教科ごとに人数が決まっているだけで、科目区分ごとに人数の配置は決まっていません。よって、１つの科目区分だけで３名や４名という必要専任教員数を配置しても問題ありません。

▼認定基準４－３

|  |
| --- |
| （５）中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。ⅰ）教科に関する専門的事項 |
|  | 免許教科 | 必要専任教員数 |  |
|  | 国　　語社　　会数　　学理　　科音　　楽美　　術保健体育保　　健技　　術家　　庭職　　業職業指導英　　語宗　　教 | ３　人　以　上４　人　以　上３　人　以　上４　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上４　人　以　上４　人　以　上４　人　以　上２　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上 |  |
| （※１） 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、３人以上とする。（※２）他学科等において開設する授業科目をあてる場合､当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。 （※３）「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。 （※４）（※２）（※３）により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。ⅱ）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。 |
|  | 当該課程を置く学科等の入学定員の合計数 | 必要専任教員数 |  |
| ８００人　以下 | ２人以上 |
| ８０１人　～　１，２００人　以下 | ３人以上 |
| １，２０１人　～ | ４人以上 |
| ※専任教員の配置は、以下のとおりとする。 ・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において１人以上 ・「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において１人以上 |

■実地視察報告書より

○　人間科学部心理学科の中学校及び高等学校教諭一種免許状（保健）の課程において、「教科に関する科目」の専任教員数が、教職課程認定基準上３人必要なところ、２人しか配置されていない。教職課程認定基準を正しく理解し、基準を満たすよう、速やかに改善すること。

①みなし専任教員制度

ア）「みなし専任教員」とは

　「みなし専任教員」とは、自学科の専任教員だけで、必要専任教員数を満たすことができない場合、他学部他学科等に籍を有する専任教員を自学科等の専任教員として扱うことができる専任教員のことをいいます。

　この場合、他学科等または他学部他学科等において開設する授業科目とともに専任教員を借りてくる必要があり、専任教員のみを借りてくることはできません。自学科等で開設する授業科目に他学科等の専任教員を割り当てた場合、当該教員の扱いは「兼担」となります。

　つまり、科目区分の半数以内の他学科等または他学部他学科等開設科目の開設ということを行わなければ、みなし専任教員の規定を適用することはできないということになります。

　以下のように、他学科専任教員が自学科開設科目を担当するのは、「みなし専任教員」ではなく、「兼担教員」となります。学部共通科目を自学科専任教員が担当する場合は専任教員として算入可能です。しかし、他学科専任教員が担当する場合は兼担教員となります（全学共通科目の場合も同じ。）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自学科開設科目① | 自学科専任教員① | ⇒「専任教員」 |  |
| 自学科開設科目② | 自学科専任教員② | ⇒「専任教員」 |
| 自学科開設科目③ |  | 他学科専任教員① | ⇒「兼担教員」 |
| 自学科開設科目④ | 自学科専任教員③ | ⇒「専任教員」 |  |
| 学部共通科目① | 自学科専任教員④ | ⇒「専任教員」 |
| 学部共通科目② |  | 他学科専任教員② | ⇒「兼担教員」 |

　以下に示すように、他学科開設科目と他学科専任教員の両方を借りてきてはじめて、「みなし専任教員」となります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 自学科開設科目① | 自学科専任教員① | ⇒「専任教員」 |  |  |
| 自学科開設科目② | 自学科専任教員② | ⇒「専任教員」 |
|  | 他学科開設科目① | 他学科専任教員① | ⇒「みなし専任教員」 |
| 自学科開設科目③ | 自学科専任教員③ | ⇒「専任教員」 |

イ）みなし専任教員とすることができる人数（認定基準４－３（５）※４）

必要専任教員数が４人以上の場合は、他学科等専任教員を自学科等の専任教員とみなすことができるのは２名となります。

必要専任教員数が３人の場合、半数は１.５人となりますが、１人では「必要専任教員数の半数」を満たせないので、半数以上というのは切り上げで２人となります。したがって、必要専任教員数が３人以上の場合、他学科等専任教員を自学科等の専任教員とみなすことができるのは１名となります。

☆手引き214頁

|  |
| --- |
| No.77Ｑ　必要専任教員数として定められている数のうち、半数までは、他学科の専任教員をいわゆる「みなし専任教員」として自学科の教職課程の専任教員数に含めることが可能という理解でよいか。また、必要専任教員数が３人と定められている教科があるが、半数はどのように計算するのか。Ａ　いわゆる「みなし専任教員」は、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」に固有の特例である。中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程においては、「教科に関する専門的事項」について、施行規則第４条第１項表備考第１号又は第５条 第１項表備考第一号に定める事項の半数までは、他学科において開設される授業科目をあてることが可能となっているが、他学科の授業科目をあてる場合に、当該授業科目を担当する教員が他学科の専任教員であるならば、「みなし専任教員」として、自学科の教職課程の専任 教員数に含めることが可能となっている。このため、他学科の授業科目を充てない場合には、「みなし専任教員」として、他学科の専任教員を必要専任教員数に含めることはできない。なお、例えば国語の教職課程における「教科に関する専門的事項」の必要専任教員数は、３人以上と定められており、半数以上は自学科の専任教員でなくてはならないと規定されている。３人の半数は１．５人であるが、１．５人以上の人数、すなわち必要専任教員数３人のうち２人以上は自学科の専任教員をあてる必要があり、このため、「みなし専任教員」として認められるのは１人となる。 【参照】「教職課程認定基準」４－３（２）、（５）ⅰ）(※２)、４－４（２）、（５）ⅰ）(※２) |

・みなし専任教員となった教員の自学科等での取り扱い

みなし専任教員とした学科等においては専任教員として扱うことができますが、本務発令のある所属学科等においては兼担教員となります。これは認定基準において専任教員については両学科等において専任教員として扱うことができる旨の規定がないことによります。

みなし専任教員として借りてきた学科等においては必要専任教員数を満たすことができたとしても、貸した元の学科等で専任教員扱いができないことで、貸した元の学科の必要専任教員数を満たさなくなることがあります。この点注意を要します。

ウ）みなし専任教員とする場合の担当科目の学則等の位置付け

他学科等の専任教員をみなし専任教員とする場合、当該教員が担当している科目は、自学科等の学則に記載のない授業科目を担当しているという状況でないといけません。つまり、専任教員とともに科目も借りてくるという状況でなければなりません。

■実地視察報告書より

〇　中学校及び高等学校の教職課程の「教科に関する科目」で他学科等において開設する授業科目を充てる場合、これを担当する教員については、認定を受けようとする学科における専任教員とみなすことができるが、商学部商学科において、全て自学科開設としているにもかかわらず、他学科の教員を専任教員とみなしている状況が見受けられた。教職課程認定基準に定める必要専任教員数を下回ることから、速やかに是正すること。

〇　教職課程認定基準上、他学科等の科目を自学科等の科目として充てた場合にのみ、当該他学科等の科目を担当する専任教員を自学科等の専任教員と「みなす」ことが可能であるところ、本来、「みなす」ことができない教員まで、専任教員として位置づけていることから、教職課程認定基準を満たすよう是正すること。

〇　基準を超えてみなし専任が置かれているため、開設学科で必要な専任数を確保し、教員の配置を行うこと。

みなし専任教員の規定は中高の教科に関する科目に限っての規定であり、中・高の教科に関する専門的事項に関する科目以外においては規定がないため、適用することはできません。

②半数規定

▼認定基準４－３

|  |
| --- |
| （２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等 を図るという観点から、施行規則第４条第１項表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。 ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

▼認定基準４－４

|  |
| --- |
| （２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

中・高で同一の制度ですので、認定基準としては４－４（２）も含めて説明します。中一種免（国語）を例に説明します。免許法施行規則第４条の表では、中一種免（国語）の免許状を取得するためには、

①国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）

②国文学（国文学史を含む。）

③漢文学

④書道（書写を中心とする。）

の４つの科目区分から必要な単位を修得する必要がありますが、半数というのは、この４つの科目区分のうち、２つまでという意味です。

☆手引き201頁

|  |
| --- |
| No.５Ｑ　中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」について、施行規則第４条第１項表備考第一号に定める教科に関する専門的事項の半数まで認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができるとの規定があるが、開設授業科目数の半数とは違うのか。Ａ　施行規則第４条及び第５条第１項表備考第一号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の事項の半数までである。例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第二欄の教科に関する専門的事項は、・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 の５つの事項が規定されており、５の半数は２．５であるため、これを超えない事項（２つの事項分）までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができる。【参照】 「教職課程認定基準」４－３（２）、４－４（２）、４－９（１） 【補足】 教職課程認定基準４－３（２）、４－４（２）及び４－９（１）の解釈について |

旧認定基準４－３（２）、４－４（２）の「半数」を勘違いせず、正しく理解するために、まず「教科に関する専門的事項に関する科目」の個々の科目区分を１つ１つの「箱」と考えてみます。

　上記の中一種免（国語）の場合であれば、「国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）」「国文学（国文学史を含む。）」「漢文学」「書道（書写を中心とする。）」の４つの箱があると考えます。この箱には「授業科目」が詰められています。

　この時、中にある「授業科目」に１つでも他学科等開設科目が混じっていれば、「他学科等開設科目を含む」というラベルを貼ります。

　すべての箱を確認し、ラベルを貼っていった結果、箱の数＝科目区分の数の半数よりも多く「他学科等開設科目を含む」というラベルが貼られていれば、「半数規定」に違反、半数以下であれば「半数規定」には違反していない、と考えることができます。

　以上のように考えれば、「教科に関する専門的事項に関する科目全体のうち、半数を超えて他学科等開設科目を加えていると違反」という勘違いを防ぐことができます。

　この「半数規定」の不理解等により実地視察においては指摘を受けることがあります。

■実地視察報告書より

○　「教科に関する科目」については、自学科での開設を原則とする一方、教育職員免許法施行規則に定める各科目区分の半数までは他学科等及び共通開設の授業科目を充てることが認められている。しかしながら、ほぼ全ての学科等において、科目区分の半数を超えて他学科等又は全学共通科目の授業科目を充てている。教職課程認定基準を満たすように速やかに是正すること。

○　「教科に関する科目」については、自学科での開設を原則とする一方、教職課程の内容の水準の維持・向上等を図る観点から、教育職員免許法施行規則に定める各科目区分の半数までは他学科等及び共通開設の授業科目を充てることを可能としているが、５学科７課程において、科目区分の半数を超えて他学科又は共通開設の授業科目を充てている。教職課程認定基準を満たすように速やかに是正すること。

○　中学校及び高等学校の教職課程の「教科に関する科目」については、自学科等での開設を原則としている一方、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図る観点から、教育職員免許法施行規則に定める科目区分の半数までは他学科または共通開設の授業科目を充てることを可能としているが、一部課程においては、科目区分の半数を超えて共通開設の授業科目を充てているように見受けられる。該当の課程については、教職課程認定基準を満たすよう、速やかに是正すること。

○　中学校及び高等学校の教職課程の「教科に関する科目」については、自学科等での開設を原則としている一方、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図る観点から、教育職員免許法施行規則に定める科目区分の半数までは他学科または共通開設の授業科目を充てることを可能としているが、科目区分の半数を超えて他学科共通開設の授業科目を充てているように見受けられる課程が相当数に上るため、該当の課程については、教職課程認定基準を満たすように速やかに是正すること。

　なお、複合科目は科目区分の数に含みません。

☆質問回答集No.32

|  |
| --- |
| Ｑ　科目区分の半数まで他学科の開設科目を充てることができる規定について、教科の指導法や複合科目も含めて半数までという理解でよいか。Ａ　｢科目区分の半数まで｣というのは｢教科に関する専門的事項｣についてのものである。（課程認定基準４－３（２）、４－４（２））「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科の指導法」の共通開設については、４－８（２）、４－９（２）による。 |

（５）高等学校一種免許状

▼認定基準４－４

|  |
| --- |
| （５）高等学校教諭の教育課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。ⅰ）教科に関する専門的事項 |
|  | 免許教科 | 必要専任教員数 |  |
|  | 国　　語地理歴史公　　民数　　学理　　科音　　楽美　　術工　　芸書　　道保健体育保　　健看　　護家　　庭情　　報農　　業工　　業商　　業水　　産福　　祉商　　船職業指導英　　語宗　　教 | ３　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上４　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上４　人　以　上４　人　以　上４　人　以　上４　人　以　上４　人　以　上４　人　以　上４　人　以　上４　人　以　上４　人　以　上２　人　以　上３　人　以　上３　人　以　上 |  |
| （※１） 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、３人以上とする。（※２）他学科等において開設する授業科目をあてる場合､当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。 （※３）「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。 （※４）（※２）（※３）により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員の半数（うち 1 人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。 ⅱ）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 ４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。 |

みなし専任教員制度、半数規定については中学校と同様ですので詳細は（４）の項目を参照して下さい。

中学校と同様に必要専任教員数不足について指摘がよくあります。以下は１例です。

■実地視察報告書より

○　商業の教職課程における「教科に関する科目」について、教職課程認定基準上、必要専任教員数が４名であるところ３名しか配置されていない状況が確認されたため、速やかに是正すること。

（６）特別支援学校一種免許状

▼認定基準４－５

|  |  |
| --- | --- |
| （４）特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。 |  |
|  | 免許状に定められることとなる特別支援教育領域特別支援教育に関する科目 | 視覚障害者に関する教育 | 聴覚障害者に関する教育 | 知的障害者に関する教育 | 肢体不自由者に関する教育 | 病弱者に関する教育 |  |
| 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | １人以上 |
| 特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | １人以上 | １人以上 | １人以上 |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | １人以上 | １人以上 | １人以上 |
|  |  |  |

　３人以上の配置が必要になります。ただし、上記の表のとおり配置する科目が決まっています。他の学校種と同様に専任教員数を満たしていない状況がある場合、実地視察にて指摘されています。

■実地視察報告書より

○　「特別支援教育に関する科目」を担当する専任教員について、教職課程認定基準上、視覚障害領域の「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」に専任教員を１人配置することが必要とされているが、配置されていない状況が確認された。速やかに配置すること。

☆手引き208頁

|  |
| --- |
| No.43Ｑ　免許状に定められることとなる特別支援教育領域が、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の３領域で教職課程認定を受けており、その後に、視覚障害者に関する教育領域の認定を追加で受ける場合、授業科目の開設、専任教員の追加はどうなるのか。 |
| Ａ　授業科目については、教育職員免許法施行規則第７条表第二欄「特別支援教育領域に関する科目」のうち、視覚障害者に関する教育の領域に関する「心理等に関する科目」を１単位以上、「教育課程等に関する科目」を２単位以上新たに授業科目を開設することが必要である。追加で必要となる専任教員数については、「視覚障害者に関する教育」の「心理等に関する科目」で１人以上、「教育課程等に関する科目」で１人以上を追加で置かなければならない。【参照】 「教職課程認定基準」４－５（４） |

☆手引き（平成25年度改訂版）186頁

|  |
| --- |
| No.６Ｑ　認定基準４－５（４）に定める、特別支援教育に関する科目における必要専任教員について、免許法に定める特別支援教育領域として知的障害者に関する教育領域及び肢体不自由者に関する教育領域を定めて認定を受けようとする場合は、必要専任教員数は何人か。また、全領域の場合はどうか。Ａ ①知的障害者及び肢体不自由者に関する教育領域の認定を受ける場合「特別支援教育の基礎理論に関する科目」において１人以上、「心理等に関する科目」に１人以上、「教育課程等に関する科目」に１人以上、計３人以上置かなければならない。②全領域の認定を受ける場合以下のとおり、計７人以上置かなければならない。・「特別支援教育の基礎理論に関する科目」：１人以上・「心理等に関する科目」：視覚障害者及び聴覚障害者に関する教育領域については教育領域ごとに１人以上、知的障害、肢体不自由及び病弱者に関する教育領域についてはあわせて１人以上・「教育課程等に関する科目」：視覚障害者及び聴覚障害者に関する教育領域については教育領域ごとに１人以上、知的障害、肢体不自由及び病弱者に関する教育領域についてはあわせて１人以上 |

☆平成18年８月17日付教職員課事務連絡

|  |
| --- |
| 問36）「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の専任教員に医師免許を持つ者を必ず配置する必要はあるか。答）必ずしも配置する必要はない。 |

|  |
| --- |
| 問38）必要専任教員数について、「知的障害者」及び「肢体不自由者」に関する教育領域の認定を受けようとする場合で、申請学科が１以上ある場合の専任教員の配置は、学科をまたがって３名以上置けばよいか。それとも申請学科ごとに３名以上置かなければならないか。答）申請する学科ごとに、審査基準※に基づき、必要専任教員数を満たさなければならない。 |

※現在の「認定基準」のことです。

|  |
| --- |
| 問39）「教員免許課程認定審査基準※における特別支援教育領域に関する科目を担当する「専任教員」とは、当該学科に籍を有する者でなければならないか。例えば３人中１人を他学科教員の兼担では認められないか。答）教員免許課程の専任教員は、当該課程の授業科目を担当するだけでなく、学生に対する適切な履修指導を行うなど当該課程の円滑かつ責任ある運営のため重要な役割を担う者であるため、当該課程が置かれる当該学科に籍を有する者でなければならない。 |

※現在の「認定基準」のことです。

（７）養護教諭一種・二種免許状

①養護に関する科目

必要最低専任教員数は３人以上で、このうち、科目区分「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」には、専任教員を1人以上置かなければならないことになっています

②教職専門科目

中・高と同じです。

▼認定基準４－６

|  |
| --- |
| （３）養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。 ⅰ）養護に関する科目 養護に関する科目の必要専任教員数は３人以上とする。なお、養護に関する科目のうち看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）には、専任教員を１人以上置かなければならない。 ⅱ）「教育の基礎的理解に関する科目等」 ４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。 |

（８）栄養教諭一種・二種免許状

①栄養に係る教育に関する科目

一種・二種免許状においては専任教員の配置が義務付けられていません。

②教職専門科目

中・高と同じです。

▼認定基準４－７

|  |
| --- |
| （３）栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、４－３（５） ⅱ）に定めるとおりとする。 |

（９）幼稚園専修免許状

①領域に関する専門的事項に関する科目のみ開設する場合／領域に関する専門的事項に関する科目と教職専門科目に該当する科目の両方を開設する場合

　３人以上の配置が必要です。

②教職専門科目のみ開設する場合

下記のとおり定員に応じて異なります。一種・二種免許状と同じです。

|  |  |
| --- | --- |
| 定 員 | 専任教員数 |
| 50人以下 | ３ |
| 51～100名 | ４ |
| 101～150名 | ５ |
| 151～200名 | ６ |
| 201～250名 | ７ |

▼認定基準５－１

|  |
| --- |
| ５－１ 幼稚園教諭の教職課程の場合幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で３人以上の専任教員を置かなければならない。 また、当該課程において、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は３人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、１人ずつ増員しなければならない。 |

（10）小学校専修免許状

①教科に関する専門的事項に関する科目のみ開設する場合／教科に関する専門的事項に関する科目と教職専門科目に該当する科目の両方を開設する場合

　４人以上の配置が必要です。

②教職専門科目のみ開設する場合

下記のとおり定員に応じて異なります。一種・二種免許状と同じです。

|  |  |
| --- | --- |
| 定 員 | 専任教員数 |
| 50人以下 | ３ |
| 51～100名 | ４ |
| 101～150名 | ５ |
| 151～200名 | ６ |
| 201～250名 | ７ |

▼認定基準５－２

|  |
| --- |
| ５－２ 小学校教諭の教職課程の場合小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で４人以上の専任教員を置かなければならない。また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は３人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、１人ずつ増員しなければならない。 |

（11）中学校専修免許状

①教科に関する専門的事項に関する科目のみ開設する場合／教科に関する専門的事項に関する科目と教職専門科目の両方を開設する場合

　一種・二種免許状と同様に教科に関する専門的事項に関する科目の該当教科の最低教員数（社会であれば４名）を配置することになります。専任教員の配置区分については指定がありません。

②教職専門科目のみ開設する場合

一種・二種免許状と同様に定員に応じて異なりますが、大学院の課程全体で定員が800名を超えることがないと思いますので、基本的には２名となるでしょう。

▼認定基準５－３

|  |
| --- |
| ５－３ 中学校教諭の教職課程の場合中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、 ４－３（５）ⅰ）に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、 専任教員の配置に当たっては、４－３（５）ⅱ）※は適用しない。 |

（12）高等学校専修免許状

①教科に関する専門的事項に関する科目のみ開設する場合／教科に関する専門的事項に関する科目と教職専門科目の両方を開設する場合

　一種免許状と同様に教科に関する専門的事項に関する科目の該当教科の最低教員数（公民であれば３名）を配置することになります。専任教員の配置区分については指定がありません。

②教職専門科目のみ開設する場合

一種免許状と同様に定員に応じて異なりますが、大学院の課程全体で定員が800名を超えることがないと思いますので、基本的には２名となるでしょう。

▼認定基準５－４

|  |
| --- |
| ５－４ 高等学校教諭の教職課程の場合高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業 科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、４－４（５）ⅰ）に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の 各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、 専任教員の配置に当たっては、４－３（５）ⅱ）※は適用しない。 |

（13）特別支援学校専修免許状

　特別支援教育の領域には「視覚障害者」「聴覚障害者」「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」の５つの領域があります。それぞれの領域ごとに専任教員が３名必要ということになりますが、「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」の３つの領域の課程認定がある場合は、この３領域全体で専任教員３名ということでよいということになります。つまり３領域で各３名で合計９名の専任教員が必要ということではないということです。

　また、同一の学科等（この場合の学科等は主に大学院の専攻になりますが）において複数領域の課程認定を受けている場合（たとえば５つの領域すべての課程認定を受けている場合）、共通する科目を担当し得る専任教員を、それぞれの領域の専任教員として取り扱うことができます。

▼認定基準５－５

|  |
| --- |
| ５－５ 特別支援学校教諭の教職課程の場合特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに３人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として３人以上）の専任教員を置かなければならない。 大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る専任教員を、それぞれの専任教員として取り扱うことができる。 |

（14）養護教諭専修免許状

①養護に関する科目のみ開設する場合／養護に関する科目と教職専門科目の両方を開設する場合

　一種・二種免許状と同様に養護に関する科目の最低教員数３名を配置することになります。専任教員の配置区分については指定がありません。

②教職専門科目のみ開設する場合

一種・二種免許状と同様に定員に応じて異なりますが、大学院の課程全体で定員が800名を超えることがないと思いますので、基本的には2名となるでしょう。

▼認定基準５－６

|  |
| --- |
| ５－６ 養護教諭の教職課程の場合養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、養護に関する科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、３人以上の専任教員を当該課程に置かなければならない。 また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置に当たっては、４－３（５）ⅱ）※は適用しない。 |

（15）栄養教諭専修免許状

①栄養に係る教育に関する科目のみ開設する場合／栄養に係る教育に関する科目と教職専門科目の両方を開設する場合

　最低教員数３名を配置することになります。専任教員の配置区分については指定がありません。

②教職専門科目のみ開設する場合

一種・二種免許状と同様に定員に応じて異なりますが、大学院の課程全体で定員が800名を超えることがないと思いますので、基本的には２名となるでしょう。

▼認定基準５－７

|  |
| --- |
| ５－７ 栄養教諭の教職課程の場合施行規則第10条表備考第二号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年 文部省 厚生省令第２号）」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。栄養教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、当該課程全体で、３人以上の専任教員を置かなければならない。また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置に当たっては、４－３（５）ⅱ）※は適用しない |

第４章　届出に必要な書類の作成

１．提出期限

「あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない」と免許法施行規則第21条第２項に規定されているため、提出期限を過ぎて届いたものについては無効となります。

手引き88頁

|  |
| --- |
| （イ）変更届提出方法111ページを参照し、郵送により提出すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。また、教育課程の変更届のうち、次ページの表⑦を郵送する場合は、封筒の表に赤字で「教育課程変更届⑦ 提出」と記載すること。 |

２．かがみ

手引き91頁

|  |
| --- |
| 〈作成例〉 |
|  | （様式第1号　届出（かがみ））①文書番号令和○○年○月○○日②　文部科学大臣　○○　○○　殿③届出者（設置者）名届出者（設置者）の長の職名及び氏名　　○○　○○　印○○大学の認定課程における学科等の教育課程の変更について（届出）　この度、令和○○年○○月○○日より、別添変更内容一覧表で示す内容について変更することを、別紙のとおり届け出ます。 | ④ |
|  |

かがみ文タイトル及び本文の○○部分について以下補足します。

　「○○大学」の部分は課程認定申請様式第１号同様に届出を行う課程の種類に応じて手引き20頁のように記載します。

手引き20頁

|  |
| --- |
| ①　「○○大学」の部分には、認定年度における大学名を記載し、今回申請する課程の種類に応じて以下のとおり記載すること。大学学部学科等の課程　　　　　　○○大学大学学部学科等の通信の課程　　　○○大学（通信）短期大学学科等の課程　　　　　　○○短期大学短期大学学科等の通信の課程　　　○○短期大学（通信）大学院研究科専攻等の課程　　　　○○大学大学院大学院研究科専攻等の通信の課程　○○大学大学院（通信）大学専攻科の課程　　　　　　　　○○大学専攻科短期大学専攻科の課程　　　　　　○○短期大学専攻科大学の教職特別課程　　　　　　　○○大学教職特別課程大学の特別支援教育特別課程　　　○○大学特別支援教育特別課程 |

手引き111頁に、提出する課程の種類に応じてそれぞれ別葉で作成することとありますので、大学学部学科等の課程と大学院研究科専攻等の課程を１つのかがみで提出することはできません。

ただし、提出にあたって同じ封筒に大学学部学科等の課程と大学院研究科専攻等の課程分を同封することは可能とされていますが、新課程と旧課程については同一の封筒に入れてはいけないことになっています。

手引き111頁

|  |
| --- |
| （６）変更届の提出方法　変更届の提出は、提出する課程の種類に応じてそれぞれ別葉で作成すること。　また、大学学部等の中で複数の課程の変更がある場合であっても、それぞれの課程の担当ごとに提出するのではなく、大学学部全体を取りまとめて提出すること。＜提出方法＞・郵送により提出すること。（文部科学省へ直接持参する必要はない。）・封筒には、提出する届出の種類を赤字で記載すること。・大学学部、大学院等の変更届を、まとめて一つの封筒で提出しても構わない。・提出する変更届の種類ごとに別々の封筒で郵送すること。ただし、「学科等名称変更届」「入学定員変更届」「課程認定取下届」については、１つの封筒にまとめて提出しても構わない。なお、「教育課程の変更届⑦」に「教育課程の変更届①～⑥」の内容が含まれている場合は、一つの封筒にまとめて提出すること。 |

手引き110頁

|  |
| --- |
| （５）旧法に基づく変更届（ウ）変更届提出方法111ページを参照し、郵送により提出すること。ただし、新法に基づく変更届とは別の封筒に入れ、封筒の表に「旧法に基づく教育課程変更届 提出」と記載すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。 |

　かがみ本文の「令和○○年○○月○○日より」については、次年度の４月１日から変更する場合は「令和３年４月１日」となります。それ以外の日付としては令和３年度中の期中提出で、学期当初から専任教員が変更となる場合は、学則で定める学期の開始日を記載します。例えば前後期の２学期制を採用している大学で後期の開始日が10月１日と規定されている場合は、「令和３年10月１日」となります。それ以外にも急な専任教員の変更が生じる場合は、変更を行おうとする日、例えば11月15日とか、月の途中の日を記載することもあります。

３．変更内容一覧表

■手引き92頁

|  |
| --- |
| （Ⅰ 教育課程の変更届）（変更内容一覧表） |
|  |  | 学部・学科等名（A） | 免許状の種類（B） | 教育課程の変更届の変更内容（C） |  |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| 授業科目を新設又は廃止する場合 | 授業科目の名称を変更する場合 | 授業科目の単位数を変更する場合 | 授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）を変更する場合 | 専任教員を変更する場合 | 専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合 | 教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、変更する場合 |
| 1 | 教育学部教育学科児童教育専攻 | 幼一種免 |  |  |  |  | ○ | ○ |  |
| 2 |  | 小一種免 |  |  |  |  | ○ |  |  |
| 3 | 工学部機械工学科（E） | 高一種免（工業） | 〇 |  |  |  | 〇 | ○ |  |
|  |

　記載上の注意について補足する内容としては次のとおりです。

（Ａ）学科より下の組織である専攻等に学則上定員が設定されており、専攻等で課程認定を受けている場合は、専攻等名の記載も必要になります。

（Ｂ）の「特別支援学校の教諭の免許状に当たっては特別支援領域の種類は１行にまとめて記載すること」という意味ですが、大学において特別支援領域を知的障害者・肢体不自由者・病弱者の３領域にわたって受けている場合があります。その場合は一種免を例に挙げますと「特支一種免（知・肢・病）」という書き方で１行にまとめるという意味です。つまり「特支一種免（知）」「特支一種免（肢）」「特支一種免（病）」と３行に分けて記載しないということです。

手引き93頁

|  |
| --- |
| ＜記載上の注意＞（Ａ） 「学部・学科等名」欄は、認定を受けている学部学科等名を記載すること。したがって専攻として認定を受けている場合は、学科名のみならず専攻名まで記載する必要がある。（Ｂ） 「免許状の種類」欄は、認定を受けている免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類）を各々行を分けて記載すること。ただし、特別支援学校の教諭の免許状に当たっては特別支援領域の種類は１行にまとめて記載すること。 |

４．理由書

様式は任意とされています。令和３年度開設用手引きから次のとおり変更理由の例示が記載されました。

手引き93頁

|  |
| --- |
| ⅲ）理由書（様式任意）当該変更が生じた理由を記載すること。（例）・専任教員の退職に伴い新たに専任教員を雇用するとともに、授業内容の変更を伴う授業科目名称の変更を行うため。（例）・教職課程認定審査の確認事項１（１）③のとおり、教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしているため。 |

　上記のとおり２つ記載例の例示がありますが、カリキュラム改革や退職等による変更の場合は１つ目の例示のような理由を書きます。

　２つ目の記載例は変更届による課程認定を受けるという手続き（教職課程認定審査の確認事項１（１）③）の際の理由書に記載する理由で、通常の変更届ではこのようなことは記載しません。

５．新旧対照表

　認定課程における変更に係る科目（「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目」など）ごとに新旧対照表を作成します。

手引き94・95頁の様式中の○数字と97～99頁の記載上の注意をもとに以下説明していきます。

手引き94頁



手引き95頁



（１）「大学名」「設置者名」「大学の位置」欄

手引き96頁

|  |
| --- |
| ＜記載上の注意＞①　「**大学名**」欄は、変更に係る科目を有する認定課程の種類に応じて記載すること。（21頁①参照。）（例）・大学学部学科等における課程 → ○○大学（学部学科等の課程）■手引き21頁①抜粋 |
|  | 申請する課程の種類 | 記載 |  |
| 大学学部学科等における課程 | ○○大学（学部学科等の課程） |
| 大学学部学科等における通信の課程 | ○○大学（学部学科等の通信課程） |
| 短期大学学科等における課程 | ○○短期大学（学科等の課程） |
| 短期大学学科等における通信の課程 | ○○短期大学（学科等の通信課程） |
| 大学院研究科専攻等における課程 | ○○大学大学院（研究科専攻等の課程） |
| 大学院研究科専攻等における通信の課程 | ○○大学大学院（研究科専攻等の通信課程） |
| 大学専攻科における課程 | ○○大学（専攻科の課程） |
| 短期大学専攻科における課程 | ○○短期大学（専攻科の課程） |
| 大学における教職特別課程 | ○○大学（教職特別課程） |
| 大学における特別支援教育特別課程 | ○○大学（特別支援教育特別課程） |
| ②　「**設置者名**」欄は、変更年度（令和２年度に変更届を提出し、令和３年度から変更後の教育課程を開始する場合、変更年度は令和２年度である。）の４月１日時点における大学の設置者を記載すること。（法人名を記載することとし、法人の長の氏名は記載しないこと）。③ 「**大学の位置**」欄は、変更に係る科目のある認定課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。 |

「大学名」欄は、手引き21頁の記載方法にならって記載します。

（２）「担当部局」「電話番号」「FAX番号」「e-mail」「担当者」欄

手引き96頁

|  |
| --- |
| ④ 「**担当部局**」「**電話番号**」「**FAX番号**」「**e-mail**」「**担当者**」欄は、当該書類を提出した大学の教職課程担当者について記載すること。（変更する課程が複数ある場合であっても、大学の窓口としての連絡先を１つ記載することとなる。） |

「担当部局」：左記のとおり、窓口が複数ある場合でも１つにしておく必要があります。

「電話番号」：問い合わせの電話がかかってくることがあります。代表番号ではなく、担当部局の直通番号が望ましいです。代表電話番号の場合、誤って異なる部局に電話がまわったりすることがあり、なかなか担当部局につながらず苛立たせることになりますので注意が必要です。

「FAX番号」：近年ではFAXでの連絡は減りました。担当部局のFAX番号を記載しておくのが望ましいです。

「e-mail」：近年はe-mailで指摘や問い合わせの連絡が主となっています。担当者個人のアドレスではなく、部署共通のアドレスで見落としがないようにしておく必要があります。

「担当者」：問い合わせの電話がかかってくることがあります。担当部局の責任者ではなく、提出書類の内容について回答できる方の氏名を書いておく必要があります。

（３）「学部」「学科等」欄

手引き96頁

|  |
| --- |
| ⑤　「**学部**」「**学科等**」欄は、新旧それぞれの認定課程を有する学部学科等を記載すること。なお、該当のない項目については「－」を記載すること。 |

平成30年度開設用手引きから様式が改訂され新旧の２行となりました。「学部」「学科等」については新旧とも記載します。

（４）「入学定員」欄

手引き96頁

|  |
| --- |
| ⑥　「**入学定員**」欄は、学則に定める入学定員を記載すること。（記載にあたっては数字のみとし、単位（人）は記入しない。）　※ 編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は含めない。 |

新旧欄とも記載します。

「入学定員」が入学年度によって異なる場合、教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法、領域に関する専門的事項に関する科目、小学校の教科に関する専門的事項に関する科目の場合、入学定員により、必要最低専任教員数が変動するため、入学定員が異なれば、教育課程が同じであっても新旧対照表は分けて作成する必要があります。

しかし、中高の教科に関する専門的事項に関する科目等、入学定員によって必要専任教員数が変わることはありません。

その場合、その変更届が適用される直近の入学年度の定員のみの記載ではなく、その変更届が適用される全学年の入学年度の入学定員を記載することになります。

例）令和元年度以降入学生適用の変更届で入学定員が２種類ある場合

令和元年度：90

令和２年度：100

手引き96頁

|  |
| --- |
| ⑦　「**直近の認定年度**」欄は、「**学科等名**」欄に記載する学科等の認定年度を記載すること。**学部学科等の改組・再編を伴わない**学科名称のみの変更を行った場合は、名称変更前の学科等の認定年度を記載すること。（直近の変更届提出年度及び審査年度ではないため注意すること。）なお、教職実践演習導入によるものではなく、教職課程全体の認定年度（平成10年改正及び平成28年改正による、再認定年度を含む。）を記載すること。直近の認定年度から、現在までの間に、改組を伴わない学科名称のみの変更を行っている場合には、以下のように、新旧対照表の欄外下に名称の変更年度を記載すること。（例）・平成○○年度より、○○学科が○○学科へ名称変更済。※平成30年度に再課程認定を受けた課程の認定年度は、「令和元年度」であるので留意すること。 |

　旧欄のみに記載します。

再課程認定申請を行った課程はすべて令和元年度になります。特別支援学校教諭課程については再課程認定申請を行っていない場合は、平成19年度以降平成30年度以前の認定年度になります。

旧課程の認定年度については次のとおりです。一種免許状、二種免許状と専修免許状で取り扱いが異なります。一種免許状、二種免許状の直近の認定年度は、平成21（2009）年度に行った教職実践演習の再課程認定申請（教職に関する科目のみの申請）による認定年度（平成22年度）や「福祉」の再課程認定申請（教科に関する科目のみの申請）による認定年度（平成23年度）を除く直近の認定年度です。

　ただし、平成21（2009）年度（福祉の場合は平成22（2010）年度）に改組等による課程認定申請を行った学科等があり、その後、その学科等が新たな改組を行っていない場合は、当然、平成22年度（福祉の場合は平成23年度）が直近の認定年度になりますので注意が必要です。

なお、教職実践演習の再課程認定申請（教職に関する科目のみの申請）、福祉の再課程認定を除く、一番古い認定年度は次のとおりです。

▼幼・小・中・高（福祉・情報を除く）・養護教諭

平成10年改正法に伴う再課程認定申請による新課程の認定年度

→平成11または平成12年度

※平成10年改正法による再課程認定は平成10年に行うか、平成11年に行うかは各校に委ねられた関係で2パターンありますが、たいていの大学・短大は平成11年に申請し、認定年度は平成12年度になっていると思われます。

▼高（福祉・情報）

平成12年改正法に伴う教科の新設による認定年度

→平成13年度

※「福祉」については、平成22年改正免許法施行規則に伴う再課程認定申請が平成22年にありましたが、その認定年度（平成23年度）は直近の認定年度にはなりません。

▼特別支援学校教諭　→　この校種には「教職実践演習」はない。

平成18年改正法に伴う再課程認定申請による新課程の認定年度

→平成19年度

▼栄養教諭

平成16年改正法に伴う課程認定申請による新課程の認定年度

→平成17年度

　専修免許状については、昭和63（1988）年改正法により新設されて以来平成30（2018）年の再課程認定申請まで改正は行われていませんので（特別支援学校教諭及び栄養教諭を除く）、一番古い認定年度は平成２年度になります。

　「直近の認定年度」欄については、新たな免許教科の設定により、既存の認定教科の認定年度が変わることはありません。

　例えば、もともと高等学校一種免許状（工業）の課程がある学科に、平成23（2011）年度の課程認定申請により、平成24（2012）年度から中学校・高等学校一種免許状（理科）の課程も追加された場合では、工業と理科は全く別の年度に認定を受けているため、それぞれの認定を受けた年度を記載します。

（５）「認定を受けている免許状の種類（免許教科）」欄

手引き96頁

|  |
| --- |
| ⑧　「**認定を受けている免許状の種類（免許教科）**」欄は、今回変更を行う認定課程の免許状の種類、免許教科を記載すること。記載に当たっては、免許状の種類に応じて略記すること。（20～23ページ参照。）■手引き22～23頁 |
|  | ⑨　免許状の免許教科及び種類の記載に当たっては、以下を参考に略記すること（免許教科は略記しないこと）。幼稚園教諭一種免許状　　　　　　　　　　　　　　幼一種免幼稚園教諭専修免許状　　　　　　　　　　　　　　幼専免小学校教諭二種免許状　　　　　　　　　　　　　　小二種免小学校教諭専修免許状　　　　　　　　　　　　　　小専免中学校教諭一種免許状（国語）　　　　　　　　　　中一種免（国語）中学校教諭専修免許状（社会）　　　　　　　　　　中専免（社会）高等学校教諭一種免許状（地理歴史）　　　　　　　高一種免（地理歴史）高等学校教諭専修免許状（数学）　　　　　　　　　高専免（数学）特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・病弱者）特支一種免（知・病）特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者）　　　　特支専免（視）養護教諭一種免許状　　　　　　　　　　　　　　　養教一種免養護教諭専修免許状　　　　　　　　　　　　　　　養教専免栄養教諭一種免許状　　　　　　　　　　　　　　　栄教一種免栄養教諭専修免許状　　　　　　　　　　　　　　　栄教専免 |  |
|  |

旧欄のみに記載します。

（６）「新学則等の適用年度」欄

手引き96頁

|  |
| --- |
| ⑨　「**新学則等の適用年度**」欄は、変更に係る内容が学則・履修規程等に規定され、適用される年度を記載すること。なお、専任教員の変更や職位の変更のみであれば、学則・履修規程等に規定されている事項ではないため、同欄には「－」を記載すること。 |

新欄のみに記載します。

基本的には変更しようとする年度を記載しますので、令和２（2020）年度末に提出し、令和３（2021）年度から適用の場合は令和3年度と記載します。

専任教員の変更や職位の変更のみの場合、平成29年度開設用手引きまでは斜線を引くことになっていましたが、平成30年度開設用手引きからは「－」を記入することになりました。

例えば教科に関する科目のカリキュラムにおいて、同一学科等内に複数のカリキュラムがある場合（例えば、令和元（2019）年度以降入学生と令和2（2020）年度以降入学生でカリキュラムが異なる場合）は、カリキュラムごとに分けて変更届を作成します。

（７）「備考」欄

手引き96頁

|  |
| --- |
| ⑩ 「**備考**」欄は、変更に係る内容が適用される学生の入学年度について記載すること。例えば、令和３年度入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和３年度入学生より適用する。」と記載すること。なお、複数年度の入学生の教育課程に適用する場合は、該当年度の入学生に適用する旨（例えば、令和３年度・令和２年度の入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和３年度入学生及び令和２年度入学生に適用する。」）を記載すること。また、全学年の教育課程に適用する場合は、同欄に「全学年に適用する。」と記載すること。 |

■適用年度を限定した場合

　新たに授業科目を教職課程に関係する科目、事例として教科に関する専門的事項に関する科目を取り上げますが、「備考」欄の記載方法によっては、新設した授業科目の単位を修得したとしても、教科に関する専門的事項に関する科目の単位として教員免許状取得に使用することができない場合があります。

事例１－１　備考欄で適用する入学年度を限定



事例１－２　令和２年度及び令和元年度入学生用の変更届



事例１－１は、備考欄に「令和３年度入学生より適用する。」とあります。この場合、新設の授業科目「古代史特論」が令和元年度入学生についてはこの授業科目が学位プログラムの科目として開設されており、かつ単位を修得したとしても、教科に関する専門的事項に関する科目の単位とすることはできません。旧課程の学生も、旧課程の変更届で授業科目新設の届を提出しない限り、この授業科目を教科に関する専門的事項に関する科目の単位として扱うことはできません。

備考欄で適用する入学年度を限定する場合、新課程の変更届を入学年度に応じて作成する必要があります。

「古代史特論」のように新年度の入学生からは履修できるが、過年度の入学生には履修させないという場合や、全学年に履修可能とする科目が混在する場合、どのように変更届を作成するべきかという問題に直面することがあります。その場合、入学年度によって分けて変更届を作成することになります。

　備考欄で表現しようとする場合がありますが、その場合、「授業科目「○○○○」は令和３年度以降入学から、その他の授業科目は全学年に適用。」というふうな記載となり、記載が繁雑になりますので、好ましくないといえます。

事例１－２のように、令和２年度及び令和元年度入学生用の変更届もあわせて作成します。令和２年度及び令和元年度入学生用には、新設の授業科目「古代史特論」の記載はなく、「外国史概説」の専任教員変更のみ記載した変更届を作成します。

また、今後変更が生じるたびに、令和２年度及び令和元年度入学生適用の変更届と令和３年度以降入学生適用の変更届を提出する必要があります。令和２年度及び令和元年度入学生適用の変更届はいつまで提出し続けるのかということですが、令和元年度及び令和２年度入学生の在籍者がいなくなるまで提出し続けることになります。

■適用年度を全学年とした場合

事例２－１　令和元年度以降入学生（新課程）のすべてに適用する場合



事例２－２　平成30年度以前入学生（旧課程）のすべてに適用する場合



事例２－１のように、備考欄に「全学年に適用する。」と記載した場合、新課程では令和元年度以降入学生のすべてに、旧課程では在籍する平成30年度以前入学生のすべてに適用されることになります（事例２－２）。今後、新課程が長く続くと思われますが、カリキュラム改編により、入学年度によって授業科目名称が異なる等の細かな変更が生じると思います。その場合、この事例のように変更届を複数の学年で１枚にするために、科目名称を全学年とも同じ名称にそろえる方法もあります。入学時の学則に示した科目名称を途中の年度で変更することはできないとしている大学もありますので、このような措置をとることはできない場合もあります。

　また、「古代史特殊講義」を「古代史特論」に名称変更する事例は、令和元年度入学生の入学時には「古代史特殊講義」で開講されていた授業科目が令和３年度から「古代史特論」に名称が変わるという変更です。この場合、同一の授業科目であるため、仮にこの科目が１年次配当だった場合、すでに「古代史特殊講義」の単位を修得した学生は既修得科目ということで「古代史特論」を改めて履修できないということにするのが一般的だと思います（授業内容が変わらない場合はたいていそのような扱いになります。）。

事例３　免許法施行規則第66条の６に関する科目の変更届作成の例



免許法施行規則第66条の６に定める科目については、再課程認定申請前後で変更はありませんでした。よって、新旧両方の課程に適用する変更を行おうとする場合は、１枚の変更届で可能ではないかと思いがちですが、新旧課程で認定年度が異なりますので別々に作成する必要があります。また、『教職課程事務入門２』においても説明しておりますが、免許法施行規則第66条の６に定める科目については、課程認定申請時や変更届に掲載していない授業科目であっても、大学が免許法施行規則第66条の６に定める科目であると判断すれば、学力に関する証明書に証明することができます。ただし、該当する授業科目については免許法施行規則第66条の６に定める科目への該当性を明確にするという意味においても、可能な限り課程認定申請書や変更届に掲載するようにしておいたほうが望ましいと考えます。

　また、変更届で授業科目の追加を行う場合、例えば令和３年３月末に提出し、４月から適用させる場合、通常、令和３年度以降に修得した当該追加授業科目の単位が学力に関する証明書に証明可能となりますが、免許法施行規則第66条の６に定める科目については、この科目に該当すると大学が判断すれば、学力に関する証明書に証明可能となるため、変更届の効力を有する前に修得した単位も免許状取得に使用可能となります。ただし、この取り扱いができるのは、免許法施行規則第66条の６に定める科目についてのみですので、別表第１・第２・第２の２の第三欄に規定されている教科及び教職に関する科目等については、変更届の効力を有する前に修得した単位については免許状取得に使用できませんので注意を要します。

（８）「授業科目」「単位数」「共通開設」「選択」「履修方法」欄

手引き97頁

|  |
| --- |
| ⑪ 「**授業科目**」「**単位数**」「**共通開設**」欄及び本〈記載上の注意〉以外の項目は、「２．様式の作成例及び記入要領」（20ページ～参照）を参照して、同様に記載すること。 |

手引き97頁

|  |
| --- |
| ⑫　複数の授業科目の中からいくつかの科目を選択必修とする場合、当該科目の単位数は「**選択**」欄に単位数を記載し、選択必修の旨を当該科目の「**履修方法**」欄に記載すること。 |

選択必修科目の単位を「必修」欄に単位数を記載するという誤りがよくあります。

（９）「専任教員」欄

■手引き97頁

|  |
| --- |
| ⑬ 「**専任教員**」欄は、各授業の担当教員のうち、専任教員の氏名を記載すること。（兼担教員、兼任教員の氏名は記載しないこと。）一つの授業科目を複数の専任教員で担当する場合は、全員の氏名を記載すること。 |

　再課程認定申請時の様式では兼担教員、兼任教員の氏名も記載する形であったので、それを踏襲して記載してはいけません。旧課程時の変更届同様に専任教員のみ記載します。

手引き97頁

|  |
| --- |
| ⑭　同一専任教員が複数の授業科目を担当する場合、これらの科目のうちいずれか一つの科目を除いて、当該教員の氏名・職名は括弧を付して記載すること。なお、例えば、幼稚園の教職課程における「領域に関する専門的事項」の専任教員は、３領域以上にわたり、それぞれにおいて１人以上を配置することが必要となっている。このことから、括弧を付けるに当たっては、適切な教員配置が行われていることが分かるように、配置が必要な科目において括弧を付さずに教員氏名を記載し、それ以外に括弧を付すようにすること。 |

　同一専任教員が複数の授業科目を担当する場合、２科目目からは「（○○教授）」というふうに（　）内に氏名を記載にします。どの科目に（　）を付けるかは上記のように配置が認定基準上定められている科目には付けないというルール以外は特にありません。

（10）「変更内容等」欄

手引き97頁

|  |
| --- |
| ⑮　変更箇所については下線を引き、「変更内容等」欄に変更内容を記載すること。 |
|  | 変更する内容 | 新・旧欄の記載 | 「変更内容等」欄の記載 |  |
|  | 授業科目を新設する場合 | 「新」欄に記載された新設授業科目の名称と単位数に下線を引く。 | 「新設」 |  |
|  | 授業科目を廃止する場合 | 「旧」欄に記載された廃止授業科目の名称と単位数に下線を引く。 | 「廃止」 |  |
|  | 授業科目の名称を変更する場合 | 変更前・変更後の授業科目の名称に下線を引く。 | 「名称変更」 |  |
|  | 授業科目の単位数を変更する場合 | 変更前・変更後の授業科目の単位数に下線を引く。 | 「単位数変更」 |  |
|  | 授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択など）を変更する場合 | 「履修方法」欄など、履修方法等を記載した箇所に下線を引く。 | 「履修方法変更」 |  |
|  | 専任教員を追加する場合（兼担・兼任教員から専任教員への変更を含む） | 「新」欄に記載された追加専任教員に下線を引く。 | 「専任教員追加」 |  |
|  | 専任教員を削除する場合（専任教員から兼担・兼任教員への変更を含む） | 「旧」欄に記載されている専任教員に下線を引く。 | 「専任教員削除」 |  |
|  | 専任教員を、A教員からB教員へ変更する場合 | 「旧」欄のＡ教員及び「新」欄のＢ教員の氏名に下線を引く。 | 「別の専任教員へ変更」 |  |
|  | 専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合 | 変更前・変更後の当該教員（職位含む。）に下線を引く。 | 「職位変更」 |  |
| （例１）授業科目｢教育原理｣を廃止して、授業科目「教育学概論」と「学校と教育の歴史」を置く場合・授業科目「教育原理」 → 廃止・授業科目「教育学概論」→ 新設・授業科目「学校と教育の歴史」 → 新設（例２）授業科目「生徒指導論」と「進路指導論」を統合して、「生徒・進路指導論」を置く場合・授業科目「生徒指導論」 → 廃止・授業科目「進路指導論」 → 廃止・授業科目「生徒指導・進路指導論」 → 新設（例３）授業科目「生徒指導・進路指導論」を分離して、「生徒指導論」と「進路指導論」を置く場合・授業科目「生徒・進路指導論」 → 廃止・授業科目「生徒指導論」 → 新設・授業科目「進路指導論」 → 新設 |

■「変更内容等」欄記載例　　※網掛けは基本型

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 |  |
|  | 授業科目 | 単位数 | 専任教員氏名・職名 | 授業科目 | 単位数 | 専任教員氏名・職名 | 変更内容等 |
| 必 | 選 | 必 | 選 |
| 1 | 日本史Ⅰ |  | 2 |  |  |  |  |  | 新設 |
| 2 | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授 |  |  |  |  | 新設専任教員追加 |
| 3 |  |  |  |  | 日本史Ⅰ |  | 2 |  | 廃止 |
| 4 |  |  |  |  | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授 | 廃止専任教員削除 |
| 5 | 日本史Ⅰ |  | 2 |  | 日本史A |  | 2 |  | 名称変更 |
| 6 | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授 | 日本史A |  | 2 |  | 名称変更専任教員追加 |
| 7 | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授 | 日本史A |  | 2 | △△教授 | 名称変更別の専任教員へ変更 |
| 8 | 日本史Ⅰ |  | 2 |  | 日本史A |  | 2 | △△教授 | 名称変更専任教員削除 |
| 9 | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授 | 日本史A |  | 2 | ○○准教授 | 名称変更職位変更 |
| 10 | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授△△教授 | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授 | 専任教員追加 |
| 11 | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授△△教授 | 日本史A |  | 2 | ○○教授 | 名称変更専任教員追加 |
| 12 | 日本史Ⅰ |  | 2 |  | 日本史Ⅰ |  | 4 |  | 単位数変更 |
| 13 | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授 | 日本史Ⅰ |  | 4 |  | 単位数変更専任教員追加 |
| 14 | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授 | 日本史Ⅰ |  | 4 | △△教授 | 単位数変更別の専任教員へ変更 |
| 15 | 日本史Ⅰ |  | 2 |  | 日本史Ⅰ |  | 4 | ○○教授 | 単位数変更専任教員削除 |
| 16 | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授 | 日本史Ⅰ |  | 4 | ○○准教授 | 単位数変更職位変更 |
| 17 | 日本史Ⅰ |  | 2 | ○○教授△△教授 | 日本史Ⅰ |  | 4 |  | 単位数変更専任教員追加 |
| 18 | 日本史Ⅰ |  | 2 |  | 日本史A |  | 4 |  | 名称変更単位数変更 |
| 19 | 日本史Ⅰ | 2 |  |  | 日本史Ⅰ |  | 2 |  | 履修方法変更 |
| 20 | 日本史A日本史B |  | 22 |  | 日本史 |  | 4 |  | 廃止新設新設 |
| 21 | 日本史 |  | 4 |  | 日本史A日本史B |  | 22 |  | 新設廃止廃止 |

1　専任教員が担当しない科目新設の場合は新設科目名と単位数の合計２箇所に下線を引く。

2　専任教員が担当する科目新設の場合は、新設科目名、単位数、専任教員氏名・職名の合計３箇所に下線を引く。

3　専任教員が担当していない科目を廃止する場合は、廃止科目名と単位数の合計２箇所に下線を引く。

4　専任教員が担当している科目を廃止する場合は、廃止科目名、単位数、専任教員氏名・職名の合計３箇所に下線を引く。

5　専任教員が担当しない科目の名称変更の場合は、新旧の科目名の合計２箇所に下線を引く。

6　兼担・兼任教員が担当していた科目を専任教員が担当し、かつ名称変更する場合は、専任教員氏名・職名、新旧の科目名の合計３箇所に下線を引く。

7　科目名称変更に伴い、専任教員も変更する場合は、新旧科目名、新旧専任教員氏名・職名の合計４箇所に下線を引く。

8　科目名称変更に伴い、専任教員から兼担・兼任教員に変更する場合は、新旧科目名、旧欄の専任教員氏名・職名の合計３箇所に下線を引く。

9　科目名称変更に伴い、専任教員の職位が変更となる場合は、新旧科目名、新旧専任教員氏名・職名の合計４箇所に下線を引く。

10　これまで１名の専任教員で担当していた科目にもう１人専任教員を追加する場合は、追加される専任教員氏名・職名の１箇所に下線を引く。

11　これまで１名の専任教員で担当していた科目にもう１人専任教員を追加する場合かつ科目名称変更をする場合は、新旧科目名、追加される専任教員氏名・職名の合計３箇所に下線を引く。

12　専任教員が担当しない科目の単位数変更の場合は新旧単位数の合計２箇所に下線を引く。

13　兼担・兼任教員が担当していた科目を専任教員が担当し、かつ単位数を変更する場合は、新旧単位数、専任教員氏名・職名の合計３箇所に下線を引く。

14　単位数変更に伴い、専任教員も変更する場合は、新旧単位数、新旧専任教員氏名・職名の合計４箇所に下線を引く。

15　単位数変更に伴い、専任教員から兼担・兼任教員に変更する場合は、新旧単位数、旧欄の専任教員氏名・職名の合計３箇所に下線を引く。

16　単位数変更に伴い、専任教員の職位が変更となる場合は、新旧単位数、新旧専任教員氏名・職名の合計４箇所に下線を引く。

17　単位数変更に伴い、これまで１名の専任教員で担当していた科目にもう１人専任教員を追加する場合かつ単位数変更をする場合は、新旧単位数、追加される専任教員氏名・職名の合計３箇所に下線を引く。

18　科目名称と単位数の両方を変更する場合は、新旧科目名称及び新旧単位数の４箇所に下線を引く。

19　選択科目から必修科目に変更する履修方法の変更の場合は、新旧単位数に下線を引く。

20　科目分割する場合は、新設と廃止を用いる。科目・単位の全てに下線を引く。

21　科目を統合する場合は、新設と廃止を用いる。科目・単位の全てに下線を引く。

（11）「●単位数」「●専任教員数（合計）」欄

手引き98頁

|  |
| --- |
| ⑯　「●単位数」欄は、（新）（旧）それぞれに記載している授業科目の単位数を、「必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」と「選択科目」に分けて記載すること。各欄の単位数の算出方法は以下のとおり。・「必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」欄＝必修科目欄の単位数合計＋選択必修で最低限選択しなければならない単位数・「選択科目」＝選択科目欄の単位数合計－選択必修で最低限選択しなければならない単位数 |

旧課程の教職に関する科目の「●単位数」欄は、免許教科によって単位数が異なる場合があります。その場合、数段にわたって記載します。

複数学科等を１枚の変更届に記載する教育の基礎的理解に関する科目等の単位数の記載例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ●単位数 | ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） | 中：国語　33単位中：数学　35単位中：社会　37単位高：国語　31単位高：数学　33単位・・・ |

手引き98頁

|  |
| --- |
| ⑰ 「●専任教員数（合計）」は、（新）（旧）それぞれに記載している専任教員数（実数）を記載すること。（「専任教員」欄に（ ）を付さずに記載されている教員氏名の数と一致しているか確認すること。）「●必要専任教員数」は、教職課程認定基準に規定されている、（新）（旧）それぞれの必要専任教員数を正確に記載すること。⑱　「専任教員」の記載にあたって、「今年度教員採用予定」など、不確定な内容を記載することは認められないため注意すること。また、（新）の教育課程等について、必要配置専任教員数を満たしているかなど、教職課程認定基準を満たしているかを各大学において確認すること。 |

　旧課程については専任教員の変更は届出事由でなくなりましたので、旧課程の変更届においては専任教員氏名・職名欄は空白、「●専任教員数（合計）」欄及び「●必要専任教員数」欄には何も記載しません。

令和２（2020）年度末提出の変更届において、令和３（2021）年度入学生からのカリキュラムが大幅に変更になる場合、令和４（2022）年度以降の科目担当者が決まっていない等の事情により、シラバスの提出ができないということがあります。そのため、例えば、令和４（2022）年度以降新設される科目については、今回の変更届では記入せずに、１年後に変更届を提出するという方法で対応することを考えつくかもしれません。

ただこの方法をとった時の問題点として、新しいカリキュラムが適用される新入生には令和３（2021）年度に開設される科目しか履修の手引きにのせることができません。

そうしますと４年間の全体像が見えないまま次年度に開講される科目だけを見て科目の選択をすることになり、４年間の計画性をもった履修計画を立てることはできません。

（12）様式のサイズ

手引き98頁

|  |
| --- |
| ⑲　当該課程の科目数が多く、新旧対照表がＡ４用紙１枚に収まらない場合は枚数が増えても構わない。 |

　平成30年度開設用手引きから変更届の様式はＡ４であることが明記されました。

（13）中・高の教科及び教科の指導法に関する科目

手引き99頁



■手引き100頁

|  |
| --- |
| ＜記載上の注意＞① 「**各科目に含めることが必要な事項**」欄は、変更に係る科目のある認定課程の免許教科に応じて、施行規則第４条又は第５条表備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」の各事項名をそのまま正確に記載すること。※ 同規則第４条又は第５条表備考第一号において「…（○○を含む。）」や「「○○、○○」」などのように、（ ）や「 」で記載されているものもそのまま記載すること。 |

「…（○○を含む。）」や「「○○、○○」」は法令の文言ですので省略不可です。

■手引き100頁

|  |
| --- |
| ② 「新」欄・「旧」欄ともに、「**授業科目**」欄・「**単位数**」欄において、事項ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数の欄を灰色で塗ること。※ 「一般的包括的な内容」とは、その学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていないものである。（教職課程認定審査の確認事項２（１）参照）（例）中一種免（社会）の場合その区分の一般的包括的な内容を、授業科目「日本史概論」及び「外国史概論」の二つの授業科目で満たす場合には、これら両方の授業科目名称とその単位数のセルを灰色で塗ること。 |

　課程認定申請時には一般的包括的な内容を含む授業科目には下線を引きます。変更届では灰色でセルを塗ることになっています。

■手引き100頁

|  |
| --- |
| ③　教職課程認定基準の規定により、いわゆる「みなし専任教員」を置く場合は、当該教員の氏名左側に「※」を付すこと。 |

　この場合履修方法欄に「※みなし専任教員（××学科教員）××学科開設科目」という記載をします（手引き29頁参照）。

■手引き101頁

|  |
| --- |
| ④　認定基準４－３（２）若しくは４－４（２）、又は４－８（２）ⅶ）若しくは４－９（２）ⅳ）により、科目を共通開設する場合、同一学科等で共通開設を行う場合は「共通開設」「学科」欄に「同」を、「学校種」欄に共通開設先の学校種・免許及び教科名を記載し、複数の学科等で共通開設を行う場合は「共通開設」「学科」欄に「他」を、「履修方法」欄に開設学科等の名称を記載すること。なお、教職課程認定基準に照らして適切であるかどうかを各大学において確認すること。 |

　この場合履修方法欄に「××学科開設科目」という記載をします（手引き29頁参照）。

６．学則・履修ガイドとの整合性について

教職課程の科目は、学則等において当該学科等の学生が 履修可能な科目として規定されている必要があります。課程認定申請時には学則等が提出書類として位置づけられており、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数（様式第２号に記載の科目）について、該当箇所に下線を引く等して強調することになっておりますので、様式第２号に記載の授業科目は必ず学則等に記載されています。

しかし、変更届の提出時には学則等が提出書類とされていないため、新旧対照表で新設科目として追加した場合、それを学則等に掲載することを失念する場合があります。学則等で授業科目が確認できない旨実地視察では指摘されています。おそらく変更届作成と学則等の変更の手続きが連動していなかったことが原因かと思われます。また、当然のことですが、学生の履修ガイドにも齟齬なく掲載する必要があります。下記の実地視察での指摘事項にある「様式２号」ですが、課程認定申請時の様式２号ではなく、視察年度において直近に提出した変更届新旧対照表の新欄に記載したものです。

■実地視察報告書より

○　２号様式に計上されている「教職に関する科目」の一部の授業科目が学生便覧に記載されておらず、適切に開設されているかどうかを確認することができなかった。教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準に基づき、必要な授業科目を適切に開設することが必要である。各種規程を再度確認の上、整合させるとともに、適時適切に各授業科目を開設すること。

○　２号様式上に教職課程の科目として位置付けられている授業科目が、学則上では位置付けを確認できないという状況が散見された。大学において再度確認し、整合させるとともに、それぞれの授業科目を適切に開講すること。

○　２号様式、実地視察調査表、学生に配布している「教育職員免許課程ガイドブック」のそれぞれの記載内容が、整合していない箇所が散見された。教職課程認定基準に照らして適切な教職課程となっているかどうかについて、大学として再度確認し、その結果を報告すること。